

平成19年 3月 6日から

平成19年 3月12日まで

標茶町議会

第1回定例会会議録

於 標茶町役場議場

平成19年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	7
町政執行方針	7
教育行政方針	14
議案第84号 標茶町生活安全条例の制定について(総務委員会報告)	22
厚生文教委員会所管事務調査報告	23
産業建設所管事務調査報告	24
休会の宣告	25
延会の宣告	25

第2号(3月8日)

開議の宣告	29
一般質問	29
深見 迪 君	29
平川 昌 昭 君	40
黒沼 俊 幸 君	43
高野 千鶴子 君	45
鈴木 裕 美 君	53
議案第3号 釧路公立大学事務組合理約の変更について	58
議案第4号 釧路広域市町村圏事務組合理約の変更について	59
議案第5号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第6号 標茶町共済住宅条例を廃止する条例の制定について	64
議案第7号 標茶町視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例の制定について	65
議案第8号 標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例の制定について	66
議案第9号 平成18年度標茶町一般会計補正予算	67
議案第10号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	67

議案第 1 1 号	平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	67
議案第 1 2 号	平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算	67
議案第 1 3 号	平成18年度標茶町土地区画整理事業特別補正予算	67
議案第 1 4 号	平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	67
議案第 1 5 号	平成18年度標茶町病院事業会計補正予算	67
議案第 1 6 号	平成18年度標茶町上水道事業会計補正予算	67
延会の宣告		89

第 3 号 (3 月 9 日)

開議の宣告		93
議案第 1 7 号	平成19年度標茶町一般会計予算	93
議案第 1 8 号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	93
議案第 1 9 号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算	93
議案第 2 0 号	平成19年度標茶町老人保健特別会計予算	93
議案第 2 1 号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	93
議案第 2 2 号	平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算	93
議案第 2 3 号	平成19年度標茶町病院事業会計予算	93
議案第 2 4 号	平成19年度標茶町上水道事業会計予算	93
延会の宣告		111

第 4 号 (3 月 1 2 日)

開議の宣告		115
時間延長の議決		115
議案第 2 5 号	釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について	115
議員提案第 1 号	標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	116
議員提案第 2 号	標茶町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について	118
意見書案第 1 号	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書	119
意見書案第 2 号	特定健診・特定保健指導に関する意見書	119
日程追加の議決		119
議案第 1 7 号	平成19年度標茶町一般会計予算	120
議案第 1 8 号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	120
議案第 1 9 号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算	120
議案第 2 0 号	平成19年度標茶町老人保健特別会計予算	120
議案第 2 1 号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	120
議案第 2 2 号	平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算	120
議案第 2 3 号	平成19年度標茶町病院事業会計予算	120

議案第 2 4 号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算	120
(平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	120
日程追加の議決	120
閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)	121
閉議の宣告	121
閉会の宣告	121

平成19年標茶町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年3月8日(木曜日) 午前10時00分開議

第1 一般質問

- 第2 議案第3号 釧路公立大学事務組合規約の変更について
- 第3 議案第4号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第4 議案第5号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第6号 標茶町共済住宅条例を廃止する条例の制定について
- 第6 議案第7号 標茶町視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第8号 標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第9号 平成18年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第10号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第11号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第12号 平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算
- 議案第13号 平成18年度標茶町土地区画整理事業特別補正予算
- 議案第14号 平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第15号 平成18年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第16号 平成18年度標茶町上水道事業会計補正予算

出席議員(17名)

- | | |
|------------|-----------|
| 2番 三好英雄君 | 3番 末柄薫君 |
| 4番 豊田實君 | 5番 越善徹君 |
| 6番 鈴木裕美君 | 7番 平川昌昭君 |
| 8番 大島益美君 | 9番 田中進君 |
| 10番 川村多美男君 | 11番 黒沼俊幸君 |
| 12番 高橋紀久男君 | 13番 伊藤淳一君 |
| 14番 菊地誠道君 | 15番 深見迪君 |
| 16番 高野千鶴子君 | 17番 館田賢治君 |
| 18番 小野寺典男君 | |

欠席議員(1名)

平成19年第1回定例町議会会議録

1番 新田重雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
助役	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤吉彦君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾昌之君
議事係長	中島吾朗君

(議長 小野寺典男君議長席に着く。)

開議の宣告

議長(小野寺典男君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員17名、欠席1名であります。

(午前10時00分開議)

一般質問

議長(小野寺典男君) 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

15番・深見君。

15番(深見 迪君)(登壇) 15番・深見です。

私は、学童保育への障がい児の受け入れと、全国学力テストの実施について質問いたします。

はじめに、学童保育の障がい児受け入れについて質問いたします。

標茶町では、現在、常設保育所で障がい児保育を実施しています。私も、その保育の状況を何回か見学したことがあります。障がいを持つ子への保育の様子は、保育士さんが子どもに寄り添い、常に励ましのことばを投げかけ、子どもたちもまた、担当の保育士に対して、信頼しきっているように私には見えました。保護者の方のお話を聞いても、保育所のおかげで、親の私が驚くほどの発達を遂げていると、皆さん一様に喜んでおられました。このように、保育所と保育士の真摯な研修と献身的な障がい児保育への姿勢と実践は、多くの成果を上げ、町民や保護者のみなさんからも信頼を受けていると私は思います。

私は、標茶町の障がい児保育の実践は、管内的にも進んだ施策・実践と評価できるというふうに考えます。

今回、町長の町政執行方針の中に「障害を持つ子どもたちの学童保育については、安全性を確保した体制を整えるなど、実施に向けた検討を行っていく。」と書かれてありました。私は、質問通告書を提出した後で、この方針を読みましたので、質問の内容が的を射ていない部分もあるかもしれませんが、しかし、いずれも大いに注目すべき施策であります。学童保育への障がい児の受け入れは、障がい児を育てる親が働くことを可能にしたり、障がいを持ち、特別なニーズを持つ子らに健常児と一緒に豊かな放課後を保障することになり、町が掲げている「ノーマライゼーション・共生社会」の理念に基づいた、ひとづくり・まちづくりの計画に則った施策と考えます。このことは、少子高齢化の社会に対応した現実的な施策ともいえます。

執行方針の中には「住んでいて本当に良かった、これからも住み続けていたいと思えるまちづくり」を進めると書かれてありますが、「住み続けていたい」と思っても、やはり一定の子育ての環境が整わなければ、安心して家族といっしょに住み続けることができないのも事

実であります。

その意味で、今回の執行方針は、大いに歓迎すべき内容であると思います。

そこで、具体的な質問ですが、これまでの国や道の施策を見ると、国は、2001年から障がい児受け入れのため補助金を出し、北海道も単独補助事業として、障がい児受け入れ加算を実施しています。

これは、改正された児童福祉法に基づき、学童保育への障がい児の受け入れが、必要不可欠な施策であると、国も道も考えているからであります。

町は、この事業を活用することを視野に入れ、当面、緊急性を要するものについては、町単独で予算措置し、障がい児受け入れの措置をすべきと考えますが、執行方針の中で言う「実施に向けた検討」の具体的な計画と、実施の見通しをお聞かせください。

また、出来れば、町長がその執行方針の中で、初めて取り上げた学童保育への障がい児の受け入れについて、町長の思っているところ、障がい児の親の皆さんの思い、どのように受け止めて、これを述べたのか、そのことも出来れば、お聞かせください。

二つ目の問題です。

今般、4月実施の全国学力テスト、実に67億円の巨額を投じて行う学力テストについて質問いたします。

日本で40数年前、1961年だったと思うのですが、それから4年間、全国的に学力テストを実施したことがあります。当時、全国で、本当に大変な問題がたくさん起きまして、例えば学校の平均点を上げるために、成績の悪い子を休ませる、障がいを持っている子を休ませる、教師が子どもに答えを教える等々、教育とは無縁の実態が全国で数多く広がった。これは、本当に進学校とか、有名な学校の中でおおく行われていたわけです。そういうこともあってわずか4年間で中止になり、その後、今日まで実施されてきませんでした。

このことについて、教育長は一体どのように、この学力テストを考えているのか。

この数多くの不祥事が、文部科学省の指定校であったところとか、文部科学省が行っている施策の、その先導的試行を行っているような学校などでも行われた。テストの答えを教えて平均点を上げて、学校の、あるいは学級の成績を上げるなどというのは、先生が、事前に、紙に、カンニングペーパーみたいなものを持って、それとなく机間巡視をして、子どもに見せるような、そういうことまで行われた。

二点目として、この全国学力テストは、教育を利益の対象にしている、いわゆる教育産業の企業に丸投げをしています。個人名や、子どもたちの生活習慣の調査など、個人情報をもろくろく企業に渡すことになり、悪用や外部漏洩の危険が伴うと考えますが、教育委員会としては、この危険から個人情報を守る自信があるか、その所見を伺います。

三つ目として、テスト結果の公表についてなのですが、文部科学省の実施要綱でも調査結果を公表しないことを定めています。このテスト結果の公表について、いろいろな弊害があるのですが、どう考えているか、所見を伺います。

全国学力テストは、学校の序列化、児童生徒の学力競争の激化など、教育現場に混乱をも

たらずものであり、成果も期待できません。

また、一部の受験企業に個人情報無防備に提供することになります。さらには、全国一律の調査は、地方分権の流れにも逆行することになるのではないのでしょうか。

以上の点から、全国学力テストは、実施すべきでないと考えますが、教育長の所見を伺います。

以上です。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇） 15番・深見議員の「町の保健福祉総合まちづくりプランに則り、学童保育への障がい児の受け入れを行うべきかどうか。」とのご質問にお答えいたします。

現在、町内における学童保育の運営につきましては、議員もご案内のように、6カ所で行っており、在籍児童数は97名で、町直営の形をとっておりますが、実質、これまで長い歴史を築いてこられました父母による、各運営委員会の自主性を尊重し実施しております。

また、お尋ねの障がい児の受け入れにつきましては、本町では、これまで事例はなく、釧路管内においては、厚岸町と弟子屈町で実績があると聞いております。

学童保育における障がい児の受け入れにつきましては、町政執行方針でも申し上げましたが、住民の要望、並びに今日的情勢を鑑み、「障がい児を受け入れるかどうか」ではなく「障がい児を受け入れるためにはどうすればよいのか」という姿勢で検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、実施に際してはあずける側、あずかる側の相互が安心し、自信を持った運営内容が取られなければなりません。そのためには、安全性の確保が不可欠であり、受け入れにたずさわる人的体制、実施場所の設定、送迎等に係る保護者との任務分担、関係機関、団体との関わりなどについても、十分な検討が必要であると認識しております。

また、後段、ご指摘のありました国庫補助並びに道補助につきましては、現在の運営状況であります国庫補助の対象とはならず、道補助の年額234千円のみを対象となるなど、少子化対策特別支援教育を牽引する国・道の対応は不十分といえ、実施に際しまして、市町における財政負担も大きくなりますことから、財政的な側面も合わせ検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（小野寺典男君） 教育長・吉原君。

教育長（吉原 平君）（登壇） 15番・深見議員のご質問にお答えいたします。

一点目の、「学校現場の状況とこれまでの経緯」についてのご質問にお答えしたいと思いますが、ご指摘のように、この度の調査は、国が自らの責任において教育の結果を検証し、その改善を図るために行われるものであります。

しかし、学校もまた、自らの教育の結果を、より客観的な視点から把握・検証し、学習意欲の向上や授業改善を図り、「確かな学力」の育成に向けた取り組みが必要であると考えております。

このことを踏まえ、先の教育委員会定例会議におきましては、学校の序列化や過度な競争

を招かぬよう、結果の公表には慎重な対応を心がけること。また、本調査の目的が、あくまでも、今後の指導や授業改善を図るためのものであることについて説明を申し上げ、ご理解をいただいたところであります。

各学校が行っている、独自の標準的な学力調査の実施状況について申し上げますれば、町内の小中学校のうち8校で実施しており、自校における児童生徒の状況を把握するとともに、指導の工夫・改善に生かしていることを考えると、学校現場が標準的な学力調査の必要性を否定しているものではないと認識しております。

したがって、本調査への参加は、児童生徒一人ひとりの学力・学習状況を、より多面的に把握するための一つの機会と捉え、町内全小中学校で実施する予定でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

二点目の、「40年前に行われた前回の調査」についてのご質問にお答えいたします。

そのような事実があったことについては、私も十分認識しております。このことについては、本来の目的を逸脱した行為であり、誠に残念なことであると言わざるを得ません。この度行われる学力調査の実施にあたっては、前回の反省を踏まえ、各学校には、いま一度、本調査の目的を周知徹底するとともに、学校の序列化や過度な競争を招かぬよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

三点目の、「個人情報の保護」についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省においては、調査によって得られる分析データのうち、公表する内容以外のものについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととしております。

また、教育委員会においても、この考え方を参考に、情報公開条例に基づいて、適切に対応してまいりたいと思っております。

さらに、取扱業者についても、文部科学省との間で同様の確認がなされているものと思われませんが、それについて検証・確認する立場にないことをご理解いただきたいと思っております。

四点目の、「結果の公表」についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省においては、国全体及び都道府県単位の状況が分かるものを公表するとしております。また、都道府県及び市町村教育委員会においては、個々の市町村名や学校名が明らかにならない方法で、公表することは可能として、公表の方法については、それぞれの教育委員会の判断に委ねられております。

標茶町教育委員会では、各学校に対して本調査の結果を提供するとともに、今後、教育行政の立場から、その対策を検討してまいります。

また、国から提供された結果の公表については、地域の実情を十分踏まえた上で、公表の有無も含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

五点目の、「本調査における成果も期待できず、実施する必要がない」とのご意見についてお答えいたします。

学力の着実な向上には、明確なデータに基づいた対策を講じる必要があります。人を育て

るという、極めて崇高な営みを充実させるためには、あらゆる視点から、児童生徒の実態を捉え、活用することが求められます。加えて申し上げれば、調査によって得られた結果は、それを活用する側の意識によって、貴重な資料とも、あるいは無意味な資料ともなり得ると考えております。

先ほどから申し上げておりますように、本調査のねらいは、学校や教師の合否を判定するものではなく、子どもたちに質の高い教育を提供するための指導力、教師力の向上にあります。「やらされている」のではなく、本調査に主体的にかかわり、積極的に結果を活用してこそ、一人ひとりの児童生徒に確かな学力を育むことができるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（小野寺典男君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

15番・深見君。

15番（深見 迪君） ちょっと、町長には申し訳ないのですが、お言葉の意味が、具体的にちょっと理解できない面がありましたので、質問いたしますが、先ほどあそこの文言は、受け入れるかどうかではなく、受け入れるためにはどうすれば良いのかということなのだと、おっしゃいましたよね。

ということは、親のそういう願いもあって、受け入れるかどうかということに焦点をあわせたことではなくて、単なる、受け入れるためにはどうすれば良いのかという、研究課題として、あれを載せたということなのかなということで、その辺、もう一度、はっきりしていただきたいということが一つです。

それから、対象とはならないと。国庫補助の対象とはならない。多分、いろんなハードルがあるのだと思うのです。それはどういう形のものなのか、標茶町で行っている学童保育が、なぜその対象にならないのかということ、具体的に示していただきたいなというふうに思います。

私が、この問題を取り上げたのは、国連が国際障害者年の行動計画を採択したのは、実に1980年です。相当年数が経っています。これは最近の国会とはまた違ってまして、全会一致ですよ、衆参。全会一致で採択した。障がい者の、正しく町が方針として掲げているのと同じことを言っているのですね、障がい者の完全参加と平等、共生社会の実現を図る決議が採択されたと。あれから27年も経っている。

ノーマライゼーションの考え方に、しばしば、この議場でも、ノーマライゼーションという言葉が出てきますが、その考え方に基づく施策で言えば、町や民間企業の方々の理解やご努力で、今までもこの議会の中でも取り上げられましたけれども、一定の前進成果を上げていくというふうに思います。しかしまだ、基本的な点での課題があるというふうに考えるのです。そこで、先ほど言った町長の言葉の、もう少し具体的な説明と、それからハードルの問題ですね、この説明を、もう少し聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから学力テストの問題なんです、順不同ですが、この学力テストはきっと標茶の教

育に、その調査結果が役立つのではないかという、そういう見方を、そのためにするのだと。やらされているのではなくて、積極的にやるのだという気構えで、やるのですというようなことを、おっしゃいました。

だけれども、標茶の子どもたちの学力、目の前の子どもたちの学力をどうしたらいいのだというのは、正しく、地方分権が叫ばれていますけれども、その町やその学校、その学級、その子どもたちの、やはり様々な要素が相俟って、その学力というのが、一つの通過点として出てくるのだと思うのです。だから、そう意味でも、言うのであれば、標茶の学校や先生方が子どもたちの学力を上げるために、具体的に自校でどんな努力をされているのか、どういうふうに子どもたちの、いま学力を見定めているのかということ、やるのが一番効果的で、全国一斉のこの学力テストは、僕はさほど、一斉ではないですけども、学力テストをやったことがあります、あまり効果ないのです。民間から来るのは、全部評価が来るのですよ、送ったら、封書で送られてきて、所見談まで書いてあるのです。きっと、こういうデータに基づいたら、こういう所見の文言が適当だろうということで、送ってくるのですけれども。そういうことで、標茶の子どもたちを見てほしくないというふうに私は考えるのです。

そこで、ちょっと質問したいことがあるのですが、二つ目の問題として、民間に丸投げするというデータの漏洩は、確かに文部科学省も実施要綱の中で、それはその文言の中に書いてあります。だけれど、教育長、見ましたね。実施要綱の、小学校は4時限目40分、中学校では5時限目45分かけて質問するという内容ありますよね。大変な内容ですよ。例えば、自分は、あなたは家の人、この家の人というのは兄弟姉妹を含みませんという括弧付けなのですが、だから、そういう意味では保護者か親ということですね。自分は家の人から大切にされているかなどという質問ですよ。こんなのが全部民間、ベネッセとか、もう一つ中学校、どこでしたか。あとで見ればわかるのですけれども、そういう民間の、特に教育をその企業の中核に据えている、そういう企業に丸投げするわけです。あなたは先生から認められていますかとか、あなたの家には本が何冊くらいありますかまで聞くのです。それは括弧付けで教科書や参考書、漫画や雑誌は除きますと。それから、一週間に何日学習塾に通っていますかとか。家庭教師の先生に教わっている場合も含みますとか。これは1～8まであって、1は毎日とか、2が6日とか、ずっと順次、そして7番目に1日通っているとか、8番目は通っていないとか。お稽古事はどうですかと。携帯電話の通話やメールの量、どのくらいやっていますかとか。あるいは持っている、持っていないのかとか。あなたの家でのコンピューターでのインターネットでの利用量。家にそのネット活用できるコンピューターがあるのかとか。もっとびっくりしたのは、あなたは家の人と、プロ野球とか、そういうサッカーとか、スポーツ観戦をしていますかと。芸術鑑賞をしていますかとか、演劇とか、映画とか。それから旅行に行きますかとか、家の人と。こういうことが、何で全国学力テストに必要なのか。それから、朝ごはんを家の人、兄弟姉妹を除く家の人と一緒に食べていますかとか、夕食はどうですかとか、家の人と外出していますかとか、話をしていますか、運動していますかとか、お父さんとキャッチボール一緒にやっていますかとか、それから、あなたは

あなたの保護者は、お母さんやお父さんは授業参観日に来ますかとか、それから、運動会に来ていますとか。こういう、まるで教育産業がのどから手の出るようなほどほしいようなデータを、個人名を書いてあげるのですよ、全部。そして、それを渡す先が教育を産業としている、企業としている、そういう民間の企業でしょ。今でさえ、家庭の中に、どこで調べたのだと思われるような、そういう文章が送られてくるでしょ。そういうことについて心配はないのかということ、僕は聞いているんですよ。単なる学力の個人情報ではないのですよ。家庭のぐっと中まで入り込んだ、中には、家では出たくないような情報まで、個人情報保護と、どういうふうに関わりがあるのか、これを答えていただきたいなというふうに思うのです。

学校に対する質問紙もあるのです。学校に対する質問というのは、こういうふうにして、これは僕がネットで出したのですけれども、小学校・中学校の、これは回答者校長に限ると書いてあるのです。そして、あなたの学校の先生方は、特別支援教育についてきちんと勉強していますか。それから校長個人の評価についても触れられて書いてあるのです。

あなたの学校ではうまく話し合いがいつていますかとか、そういう、こういうこと校長先生正直に書くのかなんて思ってしまうような内容まで、そういうことについて、心配なものですから、質問しているのです。

いま二点ほど言いましたけれども、その点について所見をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、私は、研究課題ということが適当かどうかわかりませんが、具体的に受け入れるためにどういう体制整備が必要なのかということ、申し上げたつもりでございます。

先ほど申し上げましたように、何より、安全性が確保されなければいけないということでございます。そのためには、どういった受入態勢、当然、どなたが受け入れるのか、どういう場所で受け入れるのか、どういう形で受け入れるのか。ということの検討が必要だということで、そのことを具体的に検討して、双方が安心を持って、自信を持って、やれる体制が出来なければならないと。そういう認識であるということでございます。

また、国庫補助及び道補助の詳細につきましては、担当のほうから答えさせていただきたいと思っております。

議長（小野寺典男君） 住民課長・森山君。

住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、道補助については該当になるというふうに、口頭で確認しております。ただ、国庫補助につきましては、開設日数281日以上、ということの限定がございます。現状、町内で行っております学童保育につきましては、それぞれの父母の皆さんが、必要な日数として開設を行っていますが、その開設日数は約240日となっております。

ますので、現状の場合、国庫補助の対象とならないというふうな要綱上の判断をしているところでございます。

議長（小野寺典男君） 教育長・吉原君。

教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

一点目の、児童生徒の学力に対する実態調査、それに取り組んでいるのにもかかわらず何でやるのだということと、それから個人情報的大量な取り扱いを民間業者にさせていいのかということのご質問だと思いますけれども、今回の全国的な学力調査については、実施される学年、教科が限られているということで、内容も、本当に極めて、基礎的なものということとであります。

また、実施する時期も異なっているということもありまして、学校独自で実施する学力調査とあわせて活用することによって、さらに児童生徒一人一人の客観的な学習状況が把握できて、一層、指導に活かすことが出来るものというふうに思っております。

つまり、重複した調査というふうな、そういう考えではなくて、互いに補完し合う調査として、活用することが大切だというふうに思っております。

また、学力調査というのは特別なものという考え方を持たず、普段行っておるテストと同じようなものということで、日ごろの学習の成果を確かめることが出来るよい機会と捉えるということで考えております。

それと、個人の生活状況等、膨大なその個人情報を取り扱うということで、その悪用とか、流出、そういったものの危惧をされて、そういうご質問されているというふうに思うのですが、これについては、個人情報の悪用というか、漏洩とか、そういったものは絶対あってはならないと、こんなふうに思っておりますし、文部科学省と、取扱業者の間では、その辺のことにつきましても、詳細な確認がされていることと、それから慎重な対応の下で、集計作業なども行うものだというふうに思っております。

また、本町におきましては、国の法律で行政機関の保有する情報の公開に関する法律というのがありますけれども、第5条第6号となっておりますので、これを今回として、本町におきましても、不開示情報で取扱することの方法で順じて対応していきたいというふういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小野寺典男君） 15番・深見君

15番（深見 迪君） 町長の最初のご答弁よくわかりました。それでハードルの問題なんですね。いま国会で、現行では281日以上やらなければ補助がこないということなのですが、いま国会で提案されているのは251日が提案されていますね。多分、通るだろうと。強行採決には反対ですけども、ここの部分だけでも強行採決しかないなと思うのですが、251日です。これは多くの障がいを持つ子どもたちの親の運動が実って、とうとう30日短縮して、今国会に提出されているのです。3月中には、私もちょっと複雑な思いなのですが、予算が通るのではないかと。そういう意味ではハードルはぐっと低くなるのです。

町の学童保育の、確かに親の会といいますか、運営委員会に全てを委ねて、口出しをしな

いという、自主的なそういう運営に任せるとするのは僕もいいなというふうに思っているのですが、しかし、町の学童保育の実施要綱もきちっと定められていて、就労疾病及びその他理由により保護者が小学校低学年児童等を保育することが困難な場合において、当該児童に対する適切な保育及び指導を実施すると。そして、住民の福祉の増進を図るとなっているわけですから、例えば、土曜日にどうしても仕事に行かなければならないというような親がいれば、開設すべきだと思うのです。そうすると、この240日という、現行の日数は延びるのだと。そして、ましてや国で、審議されているハードルが低くなるということと合わせて行けば、国庫補助だって、早晚、受けられる条件に必ず出てくるというふうに思うのです。

それについて、これは国が決めることですから見解を聞いても仕方ないのですけれども、そういういま状況なのです。

それで、私が聞きたいのは、そういう検討を行うということの、スパンですね。どの程度の見通しなのかという。年度内なのか、それとも子どもたちはもう、障がいを持つ子たちは学校に通うわけですから、現在も通っているわけですから、そういう点では、子どもの成長というのは待ってはくれませんから、そういう意味では、私は出来るだけ早く着手して、実現してほしいと思うのですが、それについての計画や思いがあれば、聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、学力テストの問題なのですが、この学力テストの問題で言えば、例の、愛知県の犬山市ですね。ここの瀬見井教育長、なぜ学力テストを全国で、全国学力テストしないことになったのかということについて、マスコミへのインタビューに答えて、一つは測る学力がテストの得点力でしかなく、犬山市の目指す自ら学ぶ力ではない。私も、あれは国語と算数だけでしたか、今回。もちろん、それだけを参考にして、参考の一つにするのだということでもあるのだと思うのですけれども。しかし、今まで行われてきたものを見ると、全国的な序列化が、あれによって行われる、そういう実体も確かにあると思うのですよ。私たちは子どもたちを見るのに、教科の学力だけでその子を見ていいのかということは、今ものすごく、強く言われているわけです。私たちの町も自ら学ぶ力、これを育てるのだということ、教育方針の中でもうたっています。だから国語と算数のわずか2教科の得点力だけで測る学力を、あそこがどうだとか、ここがどうだとかという結果が出るということについては、やはり、はなはだ疑問であると。そうではないということはこの教育長は言っています。

点数化の集計は避けられず、これやるのですね。自治体や学校が序列化されるという、さっき序列化しないようにすると言っていましたけれども、これ全部、出されるわけでしょう、序列化して。例えば、文部科学省が公表する全国的な調査結果、市町村教育委員会に。都道府県の全体の状況に関する調査結果、当該市町村における公立学校全体に関する調査結果、設置管理する各学校に関する調査結果。これらが、市町村教育委員会におりてくるのですね、全部。

そうすると、当然、全国的な調査結果や、都道府県の、全体の状況の中で、標茶のどの学校がどうであるかというのが出てくるわけですから、そういう問題も含んでいるのではない

かというふうに思うのです。

しかし、こういうふうに言っても、教育長の決心は固いみたいですので、ただ、本当に心配なのは、数十年前にやったように、学校現場で、この平均点を上げるために、ゆがんだ教育が行われないかということが、僕は心配なのです。

その点は、十分注意を図っていただきたいということと、さっき質問して答えていただけなかったのですが、全国一律のこういう調査というのは、国でしきりに言っている地方分権の流れにも、逆行するのではないかという感じがしないでもないのです。そのことについて、聞かせていただきたいことと、最後に、どうも教育長の決意が非常に固いみたいなので、教育委員会でも決定したのですね、これは。

それで、もしやることになったとしても、今言ったことを十分注意してほしいことと、個人名を何で書かなければいけないのかと。個人名はいらないですよ、全国的な調査を見るのですから、その学校の傾向を見るのですから。個人名を書かないでテストを実施する、というようなことについては、どういうものなのかなということ聞いて終わりたいと思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方といたしまして、障がい児というのは、私はかなり程度問題があるのではないのかなと思っています。どの程度の障がいがあるのかということ、それによってかなり違ってくるのではないかと思いますけれども、基本的には、私は一人で生きられない人であっても、人の支えが必要だと、そういった障がいを持ったものであっても、当然、一人の人間としての権利というのがある。そのためにどうすればいいのかということは、当然、考えなければいけないと思っています。

しかしながら、一人で生きられないということは、支える人が必要だということなわけがあります。それは、たとえその国際障害者年であるとか、国がどういう考え方をしようと、現実問題として24時間、365日、誰かが支えなければいけないということなわけです。そのことに関して言うと、どなたも強制はできないわけです。だから、それをどうやって確保するかというのが、一番大事な問題であると私は考えています。

それが出来ない限りにおいて、私どものほうで実施するというお約束は出来ない。だから、そういう体制がどうやって取れるのかということを検討しましょうということなわけです。実際に、今回の定例会に当たりまして、教育行政報告の中で、教育長からの報告がありましたように、例えば、今回のケースで言えば、管内の就学指導検査委員会においては、施設においてというのが適当であると判断した、判定されたわけです。それは、どういうことかということ、国が今までやってきた中で、この施設の中で言うと、安全性も確保できるし、子どものためにも、発育のためにも、いいということ国が判断したということだと私は考えています。

しかしながら、家庭、学校、それから地域、教育委員会等々で、みんなで検討した結果、

今回のケースについていうと、就学を、町内の小学校での就学を、みんなでやってみましょうということなわけで、ただ子どもはどんどん発育していくわけですから、どういう形になっていくかというのは、これから先みていかなければわからないので、未来永劫そういう体制をとるとは、それはわからないと私は思っております。みんなができるだけのことをやるということ。

ただ、学童保育ということになると、また同じような問題で、結局どなたがその安全性を確保するのか、どう受け入れるのかということが問題なわけですから、だから例えば、国が先ほど言いましたように、補助のハードルを下げても市町村が取り込みやすいようになったとしても、現実問題として、どなたが受け入れてくれるのかということ、子どもは実際に検討しなければいけないわけで、それが整えられれば、地域で受け入れますということになれば、それはそのように進めてまいりたいという具合に考えております。

そのことを、ご理解をいただきたいと思ひますし、検討のスパンということで申しますと、私はもう、今回のことと言ひますと、新年度予算を検討する中で、いろいろな問題がでてきて、その時から受け入れに向けて、どういった課題整理が必要で、どういったことが必要かということ、担当のほうにも話し合っておりますので、そのように、進んでいくというふうに考えております。

(「ハードルの問題。」と言う声あり)

議長(小野寺典男君) 町長・池田君。

町長(池田裕二君) ハードルの問題は、先ほど、担当課長から言ひましたように、281日が251日になったとしても、だから、それは同じように私が言ひましたように、どなたが受け入れてくれるかということが問題だということでございます。

(何か言う声あり)

町長(池田裕二君) どのくらいで検討するかということ、ちょっと相手のあることから、言ひませんが、問ひかけは、いわゆる学童保育を実際に運営される団体の方に対する問ひかけというのは、直ぐにでも始めたいというふうに考えております。

議長(小野寺典男君) 教育長・吉原君。

教育長(吉原平君) お答えをしたいと思います。

犬山市は不参加ということで、それぞれ理由を述べられておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、活用の仕方だということございまして、序列化だとか、競争化のために使うのではなくて、あくまでも子どもたちの実態を把握して、それを、その改善に役立てるために、活用するのだということで、まずご理解いただきたいと思ひますし、何で2教科だということでもありますけれども、これにつきましては、読み書きの計算だとか、日常生活のあらゆる学習の基礎となる内容を教える基本的な教科であるということと、これまで国際的な学力調査や、教育課程の実施状況調査で課題が見られるということでの、こういった取り扱いだということでございます。

それと、各学校におきましては、こういったことの、先の憂慮される面ということも話さ

れておりますけれども、そういったことのないように、校長会・教頭会等を通しながら、指導の徹底を図ってまいりたいと思いますし、また、個人名なぜなのだという言い方だったのですけれども、個人名につきましては、これは調査結果の内容をそれぞれの子どもたちの方へフィードバックするという、改善に役立てるために、活用するために記載するということをご理解いただきたいと思いますし、あと地方分権に逆行するのではないかというお話ですけれども、これにつきましては、全国的な学習到達等の、そういうことを把握するための義務教育の機会均等が一定以上の各地域において確保されるかどうかという、そういう細かいものを把握するというので、今回実施するというのでございまして、その結果をこれから教育施策の成果と課題と、そういった検証を行いながら、先ほど言いましたように、指導改善に役立てて行くのだということでの、活用の仕方だということをご理解いただきたいと思ひます。

国は、全国的に調査しますけれども、活用するのは我々でございまして、先ほどから申し上げていますように、そういったことのないように、しっかりとした指導改善につなげられるようなものに役立ていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（小野寺典男君） 以上で、15番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、7番・平川君。

7番（平川昌昭君）（登壇） 先に通告いたしております「本町経済の情勢と施策に基づくまちづくりについて」質問をいたしたいと思ひます。

日本経済は、バブル崩壊後の一時低迷期から脱し、回復しつつあると見られ、景気はよくなってきていると一般的に言われておりますが、我々が住む北海道は、必ずしもそのことが当てはまらないという住民が少なくないと思われまひます。

その要因としましては、開発予算に見られますように、道路整備、農業基盤整備、公共施設整備等々、国及び道からの公共事業にかかわるウエイトが大きかったこと。また、農業分野での輸入自由化等による農産物価格の低迷、そして、林業、漁業の一次産業の落ち込みなど、様々な要素を推測されまひます。

私は、本町の発展、とりわけ自立したまちづくりには、しっかりとした経済基盤は必要不可欠であり、経済の発展なくして町の発展なしと考えるところであります。

町長は、新年度行政執行方針の中で、「協働のまちづくり」の基本理念の下、新たな決意を持って課題解決に取り組むと述べられておりましたが、本町経済の情勢と施策に基づくまちづくりについての、概要について執行方針で述べられておりましたが、一部重複あるうかと思ひますが、認識を深めて行く過程におきまして、お尋ねをしたいと思います。

一点目は、北海道経済、さらには本町経済の現状認識をどのように捉えておられますか。

また、お答えいただきます、現状の経済認識を踏まえ、行政として本年度どのような具体的施策が必要と考えられておられますか。

二点目の、本町の基幹産業であります農業における課題であります、先の日豪E T A交

涉におきましては、町長の行政報告、執行方針等で述べられたとおりで、撤廃の成果が早期に実現するよう、私どもも共に運動していかなければならないと思っております。

一方、平成16年の12月の定例議会におきまして、産業建設委員会付託されました食料・農業・農村基本法の見直しに対する意見書を提出しましたなかで、品目横断的経営安定対策が今年度から導入することも報道されておりました。本町関係生産者にとりまして、どのような影響が予想されるのか、特に認定農業制度の促進についても同様でございますが、本町の農業分野における農業粗収入、町税収入にはどの程度の関連性があると考えられますか。

三点目は、今後のまちづくりについて、重点課題としてどのような事項があげられるのか。また、推進していく上で、何が最も重要なことと認識されているかについて、見解を伺いたいと思います。

四点目といたしまして、今後のまちづくり、とりわけ協働のまちづくりにおける住民の参画が進められて行く中で、やはり行政が中心に調整し、いわゆる住民の提言、モチベーションとして、町長のリーダーシップはもとより、行政、地域社会、企業等々、様々なリーダーシップが必要であると考えます。一般的に言われるリーダーシップについて、どのような見解をもっているか。

また、町長としてのリーダーシップについて、重要なことは何であると考えているのか。

以上、四点につきまして、新年度にあたっての施策と見解について質問を終わります。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇） 7番・平川議員の「本町経済の情勢と施策に基づくまちづくりについて」のご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、北海道経済は、北海道総合開発計画等による公共投資や農林漁業の一次産業による生産により、経済活動の大半が占められていると考えております。

この経済の現状を踏まえ、どのような具体的施策が必要かとの一点目のお尋ねでございますが、北海道経済は、公共投資の大幅な減少により、全体的に低迷しておりますが、人と民間投資は、札幌の一極集中がさらに進行し、本町を始めそれ以外の地域においては、その景気は、「緩やかに持ち直している」との感覚をもてない状況と認識しております。

さらに、本町では、離農による個人消費総額の減少や、土木建設業関係を主たる業とする企業が多いことから、この感覚を増幅しているものと考えています。

このような状況を踏まえ、当面は、商業活動の活性化の施策や草地整備、標茶小学校体育館の改築や町道虹別ふ化場線の調査等、取捨選択した公共事業の発注に意を配するなど、町政執行方針の中で申し上げた施策を展開してまいります。中長期的には、基幹産業である酪農業だけでなく、可能性の検討範囲を畜産、農業、第一次産業全体まで広げた標茶ブランドの創造に向けた取り組みを加速してまいります。

また、その過程や結果として、他産業への波及や連携の可能性も模索してまいります。

二点目の、品目横断的経営安定対策が本町生産者、或いは町税に及ぼす影響に関するお尋

ねでございますが、従前の経営安定対策は、全ての農業者を対象に、例えば、麦や大豆など、品目ごとに政府が支持価格を決めて、不足分を補填する政策をとってきましたが、平成19年度からは、品目ごとではなく、担い手となる農業者を対象に、助成金を支払う制度が導入されます。今までは品目を対象にした「農業者横断的政策」でありましたが、これからは、「担い手」農業者を対象にした「品目横断的政策」に転換されてまいります。

しかしながら、対象になる品目は、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用の馬鈴しょの五品目で、野菜・果樹・畜産等は、引き続き、品目別対策が実施されることから、本町農業及び町税収入には、品目横断的経営安定対策が導入されることによる直接的な影響はないものと考えております。

三点目の、今後のまちづくりの重点課題と重要な点はとのお尋ねでございますが、町民お一人お一人が、この町に住むことを選択したということを出発点として、生きやすい、暮らしやすい社会をどう実現させていくのか皆で考え、できることから行動することだと考えております。

具体的には、今後のまちづくりを推進するため、住民と行政の情報の共有と「自助・共助・公助」という「協働」への理解が重要であると考え、町政執行方針でも述べた第2期まちづくり推進会議の設置、まちづくり町民講座の継続等の施策、肩肘張らない広聴としての町政懇談会や「まちづくりポスト」を継続してまいります。なにより役場全体での悩み事相談体制の充実に努めてまいります。

四点目の、リーダーシップについてのお尋ねであります。一般的には組織、集団のなかで「指を指して導く人」、指導者としての資質、能力、力量、統率力であろうと思っております。その組織、集団の目的や構成員等々によって、具体的に求められるものは違ってきます。理解しております。

町長としてのリーダーシップについて重要なものはとのお尋ねであります。協働のまちづくりを基本と考えておりますので、なにより人が自分と違うということを受け、誰の声にも耳を傾け、その人の思いを自分のものとして感じ、共に考え、手を携えて歩いていくことが一番重要であろうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（小野寺典男君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

7番・平川君。

7番（平川昌昭君） 五点ほどのお尋ねのなかで、特に基幹産業における政策というのは、私ども生活関連にも響いてきますし、また町長が述べられました、ほかの関連産業にも大きく響くことだと思っております。

その中で、特に今お答えになられた品目的な問題につきましては、本町に限って税的には問題ないと。そのなかで、担い手の部分が若干、お答えになった問題がございますので、再質問としてお聞きいたしますが、いわゆる認定農業者という問題につきましては、本町の畜産・酪農関係にとっては、大事なことになってくるのではないかと。今後の

農業政策についても、あらゆる面で関係してくると思いますが、それについての、今どういう点で進まれているのか、また、そういう点での農業委員会等々もどの程度進まれているか、今後の見通しについても、お聞きしておきたいと思います。

それと、リーダーシップにつきましては、私が先の12月議会で、いわゆる公募意見制度等々につきまして質問いたしました中で、実施計画に基づいて今年度から、そういったいわゆる公募意見制度ですか、パブリックコメント制度ということですが、そういった面につきましては、いわゆるリーダーシップ的なものは、そういう制度の中で、公募される町民の方にとって、提言すればするほど、やはり責務というものが伝わってくるなかで、どのような制度になっていくかというのを注目したいのですが、その点についても大いにリーダーシップ発揮していかなければならない。

これは町長としても、町長自身の今後リーダーシップにかかってくると思いますが、その思いを、また再質問としてお答えをしていただきたいと思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをいたします。

本町における農業の担い手に対する考え方ということですが、国が定めております担い手というのは、やはりある程度の規模であり収入であり、経営も含めてのハードルはあるわけですが、私どもとしては、標茶町で営農を続けて、農業をこれからも続けていきたいという方たちは、すべて担い手ということで判断しております。ただ、国がこのような施策を、結局、担い手に集中させたいという国の基本的な考え方がありますので、そこら辺で、例えば事業にのっかるときに、クリアしなければならないハードルはあろうかと思えますけれども、担い手を目指して、皆さんが農業を継続して行くという前提で、私ども施策を展開しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、先ほどもお答えいたしましたように、リーダーシップという、非常に難しい問題でございます。一般的に言いますと、リーダーシップというのは、結果がよければリーダーシップと言われるかするわけですね。結果が出ない前に判断をしなければいけない場合に、リーダーシップという言葉が使われるわけで、私は、先ほどもお答えしましたように、出来るだけ多くの皆さんの意見を聞いて、判断をしたいと思っております。

そのことが、パブリックコメントという手法を、これから先、具体的にどう取るのかということも含めて、考えてまいりますけれども、そういったことではなくて、いかにして多くの人たちの意見を聞くということを、これからも一番大事に考えてまいりたいという具合に思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小野寺典男君） 以上で、7番・平川君の一般質問を終わります。

続いて、11番・黒沼君。

11番（黒沼俊幸君）（登壇） 11番・黒沼です。

先に通告した件について、質問を行います

磯分内地区の下水道整備についての質問ですが、昨年11月、磯分内地区の町政懇談会にお

いて、磯分内地区の下水道を整備してほしいとの要望が出され、その時の町側の回答は、平成19年度において、磯分内地区の掘り抜き井戸の利用状況や、住民の意識調査を行いたいとの答弁がありました。

塘路地区では下水道が整備され、平成19年3月から一部供用開始される予定です。

このような状況で磯分内地区では、この次は磯分内の順番だという意識が盛り上っております。磯分内は全戸掘り抜き井戸を利用しているので、下水道のみを整備して実施してほしいとの要望がほとんどといってよい意見です。

酪農家、畜産農家の堆肥場整備が終わっており、「きれいな自然の町・標茶」のイメージのため、磯分内市街地域の下水道整備を早急に行うべきと考えますが、平成19年度の下水道整備は、どのような考えをもっているのか、町長にお伺いいたします。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇） 11番・黒沼議員の「磯分内地区の下水道整備について」のお尋ねにお答えをいたします。

まずもって、これまで、地域のみなさまが自ら、上・下水道整備に向け「進める会」を立ち上げて、学習会を行うなど、大変熱心に取り組んでおられますことに、敬意を表するところであります。

地域の皆様の生活環境の向上はもとより、釧路川流域の自然環境保全の観点から、議員ご指摘の「きれいな自然の町・標茶」のイメージを醸し出す上でも、下水道の整備の必要性につきましては、十分理解しており、重要な行政課題であると認識しております。

昨年11月の町政懇談会におきまして、磯分内地区の下水道整備についてお答えしておりますが、平成16年度に見直し策定された「全道みな下水道構想リニューアルプラン」の中で、「特定環境保全公共下水道事業」の補助制度により、平成20年以降での整備をしたいということで、基本構想を提出しているところであります。

しかしながら、下水道の整備を行うためには、現状として多くの難しい課題がございます。下水道の機能を正常に維持管理していくためには、使用量の把握のために上水道との一体的な整備が基本的には望ましく、それには、上水道事業が独立採算を基本としていることから、受益者負担、若しくは町の負担が大きなものになることが予想されます。この点に関しましては、磯分内地区は自然の恵みによる地下水が豊富な地区であり、その財産を有効活用できないか検討することも必要と考えており、平成19年度において既存井戸の実態調査を実施する事としております。

また、公共事業においては、「費用対効果」の考え方が、最優先される昨今の状況となっております。小規模集落の下水道整備についても厳しいものとなってきております。

下水道の整備を行う上で最も重要な点は、「地域住民の大多数が利用し、遊休施設としない」ということでございます。このことから、地域の皆様のさらなる協力体制は欠くことのできないものでありますので、意識調査等の取り組みを積極的に進めていただきながら、町といたしましても、以上申し上げましたような問題、そのほか様々な問題につきましても、

地域の皆様と共に考え、解決を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（小野寺典男君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番・黒沼君。

11番（黒沼俊幸君） 今、町長のお話で前向きな取り組みだというふうに理解をしております。

この下水道の整備については、昨年の6月の定例会でもこのことが議論されまして、そのお話の中にも、特定環境保全事業による制度を利用して、20年以降に整備を考えるというような、お答えがあったというふうに私は記憶をしております。

さらに、町の財政は19年度以降に、大きな額の起債の償還がなくなるので、17年度以降は町の財政もそういうお話の中からは、いくらか町もそういう面で借金と言うか、償還が楽になるのかなというふうに受け止めておりますので、この財政的な面とか、補助制度の導入といった面での、お考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをします。

再度とのことですので、答えたいと思いますけれども、何よりその下水道が、実際にどれだけ必要かということ、地域の皆さんがしっかりと認識されて、整備を行った上で何が必要なのか、様々な問題がございます。

具体的に、担当課のほうでは地域の皆さんと共に、例えば事業費をどういう具合に圧縮できるのかとか、先ほど申しましたこの掘り抜き井戸の問題とは、これは意外とといいますか、かなりハードルが高い問題でありまして、ただそういった実態を踏まえて、どういった事業が可能かということ、具体的に取り進めておりますので、私どもとしては、出来るだけ多くの方が、実際に遊休施設でなく、有効活用していただくためにどういったことが可能かということも、これからも、検討を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

11番（黒沼俊幸君） はい、いいです。

議長（小野寺典男君） 以上で、11番・黒沼君の一般質問を終わります。

続いて、16番・高野君。

16番（高野千鶴子君）（登壇） 私のほうからは「地産・地消の促進について」ということで質問をさせていただきます。

昨年12月8日、第2次地方分権のスタートとなる「地方分権改革推進法」が成立しました。安倍首相は、分権一括法案は3年以内に提出したい。と述べております。

「明治維新」、「戦後改革」を凌ぐ「第三の改革」と言われている「平成の大合併パート2」は2005年～2010年までを期限とし進行中であり、道州制については2006年（平成18年）地方制度調査会の提言を受け、道州制担当大臣を設置し、その導入を検討する方向で進んでい

ます。

道においては、知事が国の「道州制特別区域推進本部」の参与として参加し、「道州制特区推進条例(仮称)」制定の提案に向け検討中とのこと。

地方の自立の名のもとに、三位一体の改革では、地方交付税・補助金は年々減少し、税源移譲はほんの少々、地方切り捨ての感は否めざるをえない状況です。

しかし、時代は生きものです。好むと好のまざるとにかかわらず、人口の減少と少子高齢化は加速度的に進行していくことでしょう。

本町は、平成17年「平成の大合併パート1」の結論として、果敢な行財政の改革を行うことを約束し、「当面は自立の道を選択する。」と言われました。

自立の道を歩み出すための第一歩は、町の財政ばかりではなく、その町に住む人がいきいきとして輝き、経済活動が活発に行われていなければなりません。

「地産・地消」という言葉は、平成13年に策定された「標茶町第3期総合計画」の中でも、「牛乳・乳製品や野菜など地場生産、地場消費による地場流通の活性化を促進するため、生産者、流通業者、消費者、地元ホテルなどのネットワーク化を図り「地産・地消」の取り組みを推進させます。」とあります。

また、昨年策定されました「標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画書」では、食の安全・安心の確保、「食育」にも触れ、「地産・地消」の取り組みにより、地域から親しまれる、より安全で、よりきれいで、よりおいしい生乳生産に取り組むため、小規模プラント施設の重要性を位置づけています。

さらには、昨年12月の定例会で行われた、池田町政執行方針の中の産業の振興について、「本町産牛乳の品質の高さをもっと消費者に知ってもらうこと。まだ気づいていない新たな価値を探っていくこと。そして、風土に根ざした農林水産物の加工製品化、標茶ブランド創造の取り組みを支援していきます。」とされています。

昨年12月11日に、2年間の研究期間を経て、日豪政府間最終報告が公表されました。翌12日の日豪首脳電話会談においては、平成19年からEPA交渉を開始することで合意したとのこと。

これにつきましては、系統団体をはじめ、行政、消費者等、官民上げて、重要品目の例外措置確保に向けて行動を展開するとのことですが、結果がどのようになるかは分かりませんが、前段の、国内状況も含め、国際的にも地方にとっては、否応なしに経済的自立が、強要されているような気がしてなりません。

このように、かつて経験をしたことのない変革へのうねりの中で、地方が、自立への道を模索しなければならない局面を迎えていると言わざるを得ないような気がいたします。

農林水産物の加工製品化、標茶ブランド創造への取り組みは「地産・地消」の理念と共に、地方の自立へのキーワードと考えます。

私は、以前から、この件につきましては関心を持っており、何回か質問したことがありますが、町長の今回の所信をお聞きし、期待を持って質問をさせていただきたいと思っております。

生産、加工、販売の一貫したルートの構築は、地域資本の還流を促すと共に、雇用の拡大にもつながります。しかし、政策を具現化させるためには、標茶丸の船長である池田町長のリーダーシップが何よりも肝要と考えます。

現在、町長としては、どのようなこのことについてビジョンを描かれていらっしゃるのか、そして、どのような方策を持ってこれを積み上げ、実現へと導いて行かれるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

執行方針のなかで、町と農協、商工会の三者で、昨年からは地域懇談会を定期的で開催していると。そして、「標茶ブランド創造に向けたプロジェクトチームも立ち上げ加速させたい。」というふうに書いてありますので、お伺いしたいと思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） 16番・高野議員の「地産・地消の促進について」のお尋ねにお答えいたします。

平成17年3月に見直しが行われた「食料・農業・農村基本計画」では、「農業・農村における新たな動きを踏まえた“攻めの農政”の展開」をうたっております。

そして、地産・地消は、地域の消費者ニーズを的確にとらえて生産を行う取り組みと、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取り組みの両面を持つもので、国民全体で食や農についての認識を深める機会を提供しており、地産・地消を推進すると記述されています。

また、あわせて地方公共団体の役割として、消費者、農業者、食品産業の事業者等の地域の関係者の主体的な取り組みを促すこととされているところでございます。

さて、議員ご指摘のとおり、全国的に見ますと、確かに域内循環による経済的効果を期待する地域も多いところですが、私は、酪農の実態を考えたとき、標茶町における地産・地消の取り組みは、本町の酪農家が、より消費者に安心して口にしてもらえる安全な牛乳・乳製品や畜産物を生産していくためのきっかけづくりとして、展開すべきと考えているところでございます。

地産・地消の取り組みがスタートラインとなり、まずは地域の消費者にその良さが十分理解され、そして、結果として、標茶の生乳を始めとする乳製品や畜産物が、町内のみならず、町外の多くの消費者の支持を得られるようになったとき、地域経済を支える基幹産業として、より強固な基盤を得るものと考えております。

先般の「EPAを考える大会」に際し、行ったアンケート調査でも、「標茶の農業を維持していくために何が必要か。」との問いに、「地元のものを地元で消費できるようにすべき。」という回答と、「安全、安心なものを生産すること。」という回答が、それぞれ3割近く、1位・2位を占めておりました。

「地産・地消」は、「標茶ブランド」を確立し、それをまず地元の方々に口にしてもらうことにほかなりませんが、その具現化には、生産者並びに生産者団体が、主体的になって取り組まなければならない、運動としての定着は難しいと考えており、生産者等の主体的取り組

みを、積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、地産・地消の成功には、消費者と生産者の相互理解が必要不可欠だと感じておりますので、まさしく農業農村基本計画で言うところの、地域の関係者の主体的な取り組みを促すことに努力したいと考えております。

ご指摘のありました、商工会、農協との連携により、ワークショップを立ち上げてという、プロジェクトチームを立ち上げてということにつきまして言いますと、まず、一番最初に私が具体的に申し上げたいのは、「良質な標茶の牛乳を子どもたちに飲ませてあげたい。」、どういう形で学校給食に標茶産牛乳が出せるよう、関係各方面と連携して取り組めるか。そのことを検討しようという考え方で、プロジェクトチームを立ち上げたいというふうに考えております。

また、こういうところで、いろんな、あらゆるところで議論を重ねながら、標茶の可能性、それは牛乳・乳製品だけでなく、何度も申しますけれども、畜産、農業、第一次産業全体まで広げた「標茶ブランド」を結実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小野寺典男君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

16番・高野君。

16番（高野千鶴子君） 昨年から、地域懇談会を開催して、プロジェクトチームを立ち上げることを加速させたい、と言われておりますけれども、この地産・地消という言葉は、平成13年度に策定された総合計画の中で、最初だと思うのですけれども、前から言われていたのか、私、ちょっと認識がないのですけれども、その間、5年余はあったのですけれども、これについて、何か具体的に現在まで積み上げてきたというものは、あるのかどうかということの一つ、お答えいただきたいと思います。

それから、町長は協働のまちづくりって言うのですよね、これ協働のまちづくりというのは、全国的には、どこの市町村でも言っているような気がするのですけれども、この協働のまちづくりというのは、大変その、大義名分としてはいいのですけれども、非常に難しい。では、誰がリーダーシップを取るのかというところが、不明確なのです。平川議員も言われておりましたけれども、何をやるにも、やはりリーダーシップというのは、リーダーというのは必要なのです。なぜかという、例えば地産・地消していくため、プラント作りましょうといったときに、これは採算性が取れるか取れないか、生産者とか、農業団体とか、事業者というのは、やはり採算性というものを非常に重視しなければならないという面があるのです。そういったときに、誰も声を出さないという、非常にデメリット的な要素が内蔵しているということを、私は感じておりますが、この点どういうふうにお考えになるのか。

それと、中山間の関係で、ちょっと資料を取って見たのですけれども、この協同取り組み、中山間の協同取り組みの中で、地場産農産物等の加工販売という項目も一つ入っているのです。農用地域安全マップの作成とか、いろいろあるのですけれども、そのほかにいろんなメ

ニューあるのですけれども、地場産農産物等の加工販売という項目があるのですよね。計画を見てみましたら、これに関するものはほとんどなくて、これは一体どうなっているのだろうと。この中山間というのは平成12年から始まって平成16年で1回終わって、それから16年からまた21年まで5年間と、……

議長（小野寺典男君） 休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

議長（小野寺典男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番・高野君。

16番（高野千鶴子君） この地産・地消に向けて取り組む事業として、一つあったと思うのです。それが、どのような形で取り組まれてきたのか、計画の中に盛り込まれてきたのか、そのところをお伺いしたいと思います。

（何か言う声あり）

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

地産・地消の取り組みというのは、以前から、町の考え方としてはあったのですけれども、具体的にどういった取り組みをしてきたのか、というお尋ねだと思いますけれども、私は10月以前までは担当課長でございましたので、そのことについては、何度もお答えをしていると思いますが、地産・地消の運動というのは、生産者自らが、そのことの意味をきちんと理解して、消費者に届けなければ、消費者には伝わらない、ということを、私は何度も申し上げております。そのことを、私は生産者の方たちに、ずっと申し上げてきたつもりでありますし、そういった取り組みがあれば、いつでも支援してまいりますとやることをやってきたつもりでございます。

ただ、そうは申しましても、標茶町は加工原料乳の生産地帯ということでありまして、なかなか消費者が目前にいないという、これも事実です。では、どうすればいいのかということで、いろいろ、例えば乳製品の加工であるとか、例えばチーズ作りであるとか、いろんなことを消費者と一緒に、いろんな取り組みをやってきたつもりです。

ただ、やはり、どう考えても標茶のこの16万トン、17万トンの牛乳を売っていくためには、明確な商品が、戦略としての商品がなければ、私はならないと。しかも、都会の消費者に「こういったものが標茶で生産されますよ。」ということ、明確に示していかなければ、なかなか無理ではないのかなと。先日、東京のふるさと会にまいりましたときに、雪印の磯分内工場生産された切れているバターを持っていきました。ふるさと会の方たちにも、それが磯分内工場で作られていることをご存じなかった方が、いっぱいいらっしゃるんですよね。

「この切れいているバターは、日本全国で、この磯分内では作られていません。」と言うことをお示ししたときに、「ああ、そうなのですか。」とおっしゃる方が非常に多かった。だから、そのように具体的に、標茶の牛乳から磯分内工場で作られているバターが作られて、「実際にこういった商品になっています。」と示して、そのことに対して、どうかということ、消費者からいただくことが、私は一番大事だと思って、そういう意味で、ブランド化というのは、必要でないのかなということでも申し上げてまいりました。

先般、農協、商工会と三者で地域連携会議のなかで、具体的に商品化に向けての、ブランド化に向けてのプロジェクトチームを立ち上げようということになりました。とりあえず、先ほど申しました、一番何が大事かと。それを私は今まで、ずっと町民の方たちとお話をしていると、生産者も含めてお話をしているときに、標茶の牛乳が飲めないのがやはり一番、ではないのかなと。やはり一番おいしい牛乳を子どもたちに飲ませようということに関して、具体的にどういったことをやれば、できるのかということ、具体的に検討してほしいということも申し上げましたし、地域で今まで皆さん方が、取り組まれているチーズや何かも、これから先、可能性があるかと思っておりますので、そういった取り組みもやはり支援してまいりたいと思っております。

それから、協働のまちづくりに関するリーダーシップというお考えのお尋ねですけれども、やはりどなたが考えても、やはり地方自治というのは、協働のまちづくり、協働のまちづくりという結論に、私は至るものだと思っております。

したがって、標茶だけでなく、ほかの町も、皆さんがそのことを標榜しているというのは、私は非常に当たり前のことだと、私は思っております。

それと、リーダーシップについて言いますと、先ほども申しあげましたように、私は出来るだけ多くの皆さん方が、自分が住んでいくという前提で、自分のまちづくりをどう考えていくか。そのことを、ご意見を承りながら、取捨選択をしていきたい。そのときに、結果として、リーダーシップというのが、発揮されるかもしれませんけれども、リーダーシップというのは、先ほども私申しあげましたように、結果が出る前に、こちらを行こうということ、ゆびを指し示さなければいけないわけでも、そうすると、結局、町民の皆さんが、どちらに向かっているのかということが、大概の場合は、私は、いろいろなお話をしていればわかると思っております。

だから、そういった意味での、そのリーダーシップというのが、議員がご質問になった意味でのリーダーシップと、若干、違うかもしれませんが、私は、より多くの町民の皆さん方が、指示される方向を、出来るだけ的確に捉えて、先頭になって取り組んでまいりたいと、いうことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（小野寺典男君） 16番・高野君。

16番（高野千鶴子君） 町長の言わんとすることは理解できました。しかし、これから、いろいろな形で、地方の事情変わってくるのではないかなというふうに思っています。

新型交付税、これも、どうなるかわからないと。いろいろと不透明なことが、たくさんあ

る。いろんな、良くはならないのではないかなと、財政的には。いい方向には行かないのではないかなと。町も、非常にその、給料を削減したり、経費を削減したりして、がんばっているけれども、そう昔のような、バブル期のようなわけにはいかないだろうというふうに思います。だけれども、このブランド化をする、標茶ブランド作る、地産・地消をもっと深めていくという、いったときに、町長は、生産者自らが認識することを待っている、というふうに私には聞こえたのです。その声が出てきたら、支援すると言われました。だけれども、これは先ほども言いましたように、ちょっとこれ、触れてはだめだと注意されましたけれども、40億円ぐらいですか、投下される中に、これに対する計画がない。いつになったら目覚めるのだろうと。そのうちに、だんだんだんだん衰退していったら、この町は一体どうなるのかと。人口減少は、全日本が減っていくのですよ。都市は、そうでもないかもしれないけれども、地方は、本当に加速度的に減っていく。そして、高齢化が進んでいくのです。でも、今なら、今ならまだできるのでないかと。そういう気がしたものですから、申し上げました。

そこで、リーダーシップ、町長がこのことについて、町政懇談会などでご説明はされていると思いますけれども、もうちょっと町民も、生産者も、もうちょっとこうスピードアップ、ピッチを上げていかなければならないのではないかなというふうに感じましたので、申し上げました。

これは、釧路新聞の要人というのに出ていたのですけれども、ケネディ大統領の言葉はよく引用されていますね。「祖国があなたに何をしてくれるかというのではなくて、あなたが祖国のために何が出来るのか、考えてほしい。」これは有名な言葉なのですけれども、伊東市長が引用したのは「いかなる犠牲、いかなる危険を伴おうとも、全ての危険の中で最も大きな危険は何もしないことである。」と、この言葉を引用したそうです。私は今、現状、うちばかりではないですけれども、北海道は正にこういった局面になっているのではないかなというふうに思っております。その点について、町長の、もう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

（何か言う声あり）（笑い声あり）

町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどから申し上げていますように、私の今までの経験のなかで、生産者自らがそのことの意味、つまり生産するだけではだめなのだ。消費者にきちっと届けるまでが、生産なのだ、という基本的な考え方をずっともって、私は「そうではありませんか。」ということをやっと生産者の方に申し上げてきました。

そういった、その経過と、それから最近の、いわゆる、例えば農協さんの、例えば青年部さん、女性部さんのいろんな会議等のお言葉を承っておりますと、皆さん方も、今までの加工原料乳地帯という制約があって、結局、霞ヶ関に向かって、むしろ旗をたてているという政策から、消費者にきちんと向かわなければいけない。それは、平成11年の7月に新農業基本法というものが成立し、日本は食糧の安全保障ということと、自由主義経済という、この二本の柱でもって進んで行くのだということが、明確にうたわれ、消費者に支持されない生

産というものは、これから先に生き残っていけないのだということを、それは国が決めたわけです。それを受けて、私どもも、加工原料乳地帯であっても、これから先、市場価格については、これは消費者と生産者が決めるということに、ルールが変わったのです。だから、消費者にきちんと向き合っ、消費者に理解される物でなければ、生産をしても、意味がないのだということを、理解してくださいということを、ずっと申し上げてきました。

先ほどから何回も申し上げていましたように、地域連携会議の中でプロジェクトチームを作って、具体的に「これとこれと検討してください。」と申し上げたのは、私です。そのことを、例えば、高野議員がおっしゃるリーダーシップとおっしゃられるのであれば、それはそうかもしれませんが、それは、私が、いわゆる、商工会であれ、農協であれ、皆さん方がその方向に向かっているというぐあいに私は感じたから、申し上げたわけでございますし、それを具体的に商品化していく課程の中で、例えば、いろんな可能性が出てくると思いますし、だから、それが、いわゆる標茶町全体の発展につながるのではないのかと思っております。

それと、農業が農業だけで生きていけないのは、もうわかりきったことでありまして、例えば、観光であるとか、いろんな産業と連携していかなければ、私は生きていけないと、そのように考えております。

具体的に、例えば何を作れとか、そういうことを私は申したわけではありませんけれども、先ほど申しましたように、学校給食の可能性、そこを出発点として、いろんな乳製品の可能性、そういったものを検討していく中で、多分、いろんな方たちの、いろんな意見が出てきて、私は、多分、その私が知らない、いろんな知恵を持った方がいっぱいいらっしゃるわけですから、そういった場合には、そうした方たちの経験や知識を、私のほうまで聞かせていただくということも、私は非常に大事なことだと思っておりますので、そういう意味で、最終的な判断が、例えば必要になれば、それは、最終的な判断はしたいと思っておりますけれども、何度も言いますように、私は、みんなで考えて、みんながいいという方向に、みんなで行きましょうという考え方で、これからも取り組んでまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小野寺典男君） 以上で、16番・高野君の一般質問を終わります。

続いて、6番・鈴木君。

6番（鈴木裕美君）（登壇） 通告いたしております「地域子育て支援対策について」お伺いをいたします。

国は、少子化の進行によって、社会全体、地域や職域において、様々な影響を及ぼすのではないかと、平成14年少子化対策プラス1を取りまとめました。

これは、子育てと仕事の両方支援が中心であったものに、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子ども社会性の向上や自立の促進という四つの柱に沿った、総合的な取り組みを推進するとしたものです。

この取り組みを具現化するために、平成15年7月、国や地方公共団体、事業主、そして国

民が一体となって集中的、計画的に次世代育成を支援するための、次世代育成対策支援推進法を制定し、全ての都道府県や市町村に行動計画の策定を義務付けをしました。

本町においては、第3期標茶町総合計画実施計画に基づき、少子化の対策を進めてきています。少子化の進行と核家族化の進展、そして近隣関係が次第に希薄になっていく中で、本町の子育て環境が、子育てに対して、何らかの不安や負担を感じていると答えるなど、地域や家庭における子育て力が、低下している状況が平成16年3月にまとめた次世代育成支援実態調査で明らかになりました。標茶町保健福祉総合まちづくりプランのなかで、子育て支援として、多様な支援事業が示されていましたが、町内会や地域会、女性団体連絡協議会など、関係機関団体との協同が必要課題と記されていました。次世代育成支援対策推進法の柱の一つである、地域における子育て支援は、町内会・地域会と地域全体、すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策が求められていますが、これをより具体化し進めて行くための実施計画、または行動計画を策定し、多様な支援策を講じていくべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

誰しも、子どもは家庭の中で育てられるものと考えておりますが、どうしても保育に欠ける場合の一つとして、保育園事業があります。昨年、みどり保育園で実施されている「0歳児保育」は、1年が経過しようとしています。町長は、昨年12月第4回定例会の町政執行方針のなかで、0歳児保育について、利用者や現場の声を早急に取りまとめ、今後の運営方針を検討します。「本当は子どもと一緒にいたいのです。」というお母さんの声も聞いて、どんな支援が望ましいのか、可能なのか考えていくと述べられておりました。どうしても保育に欠ける場合、特に0歳児については、保育園より家庭的雰囲気のある保育ママ制度のほうが望ましいと考えます。

また、病気回復期にあたって、集団保育の困難な期間に対する乳幼児の健康支援サービス事業、専業主婦のための緊急一時的保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う特定保育なども考えていかなければならないと考えますが、「0歳児保育」をどのように評価されているのか伺います。

地域を支えるの人であり、未来を担う子どもたちは地域の宝です。社会全体で子育てを支援し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに期待をし、質問を終わります。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇） 6番・鈴木議員の「地域子育て支援対策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の子育て支援対策につきましては、多くの町民の方々の英知を結集し、平成17年に策定いたしました「標茶町保健福祉総合まちづくりプラン」に基づき、施策の展開を行っております。

その計画の具体化を進めるため、実施計画若しくは行動計画が必要ではないかとのお尋ねですが、本計画の展開にあたりましては、総合計画のような実施計画はありませんが、

毎年、施策体系に基づく実績及び計画を「標茶町福祉施策検討委員会」に提示し、それをもって実施計画としております。

町といたしましては、計画が着実に実施されますよう、検討委員会等からのご意見をいただき、計画管理並びに事業実施を行ってまいりたいと思いますし、関係機関、団体の連携強化を図り、さらなる効果を追求してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、0歳児保育についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、みどり保育園で実施し、6名の入所があります。定員は6名と設定し開始したところではありますが、現段階においては、父母の反応といたしましては、離乳食の指導や育児の相談も含め、育児の不安が解消されたとの声もあり、現状、初期の目的は達成しているものと考えます。

今後につきましては、昨年、就任後に執行方針において申し述べましたが、父母や現場の声に耳を傾け、様々な家庭環境においてどのような支援が望ましく、また、可能なのかを共に考えてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（小野寺典男君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

6番・鈴木君。

6番（鈴木裕美君） 施策検討委員会のなかで、実施計画等を検証しながらというふうにいわれましたが、国は、全ての家庭を対象とした、地域子育て支援対策の充実に、本年654億円の予算化をされておりました。そして、地域全ての皆さんで、子育てを支援していこうということは、当然国もですし、本町においても、そのことがうたわれております。

しかし、いま町長が述べられたように、福祉施策検討委員会、委員の皆さんはご存じです。しかし、その委員会の中身の検証、見直されたことが、では議会にも知らされているでしょうか。そのことが、地域の皆さんが、策定委員会の中で議論されたことが、本当に知っているでしょうか。やはり、地域みんなで子育てを支援していくということになれば、そのことを、きちんと明確にしていくべきではないかというふうに思います。その点を、そしてさらには、先ほど深見議員がおっしゃったように、子育てというのは、保育までではないのです。学童に対しても子育て支援をということです。

ですから、全体的なものを、いま乳幼児で、あるいは保育園、幼稚園で育てている子供たちばかりではなくして、学童に対してもということ、やはり、私が述べたような様々なニーズに答えていくための、実施計画をするべきだというふうに思いますし、それでは、その施策検討委員会の中身を、しっかりと議会にも提示していただきたいですし、さらには、住民にも広報等々で、周知するべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらに「0歳児保育」の件ですが、乳幼児を抱えるお母さん方の希望によって、ようやく実施がされてきました。6名の乳幼児が保育園に預けられているのですが、町長のご答弁の中に、「離乳食等の不安などが」ということも述べられておりましたけれども、現実には、やは

り私は、質問の中で申し上げたように、家庭的な雰囲気の中で、子どもを育てられているのが、望ましいことだろうというふうに思います。どうしてもという場合に、その一つとして、0歳児があったというふうに思うのですが、実際には、残念なことに、私も、昨年0歳児が導入されたので、実態を見に行きました。たまたま給食の時間でしたけれども、みどり保育園の施設の問題だろうというふうに思いますが、廊下で給食が食べられていた。びっくりしました。聞きましたら、「お昼寝するのに教室は布団をひかなければならないから。」というふうにおっしゃっていました。現在も、そのことが続けられているということを確認いたしました。そういうものではないなど。食育の問題もありますけれども、食育の中にも家庭において、私は、我が家でどこか狭いから玄関や廊下で食事をとるか。そんなふうに思いまして、「三つ子の魂100までも」ということがあるのですが、大事なときに、そのようなことがとられておりましたし、離乳食に関しても、伺いましたら、栄養士が献立とることが義務付けされていないのですね。そういうことがわかりました。ですから、一定のミルク、授乳期間が終われば、離乳食としては、通常の給食のものを煮たり、やわらかくしたり、つぶしたりとか、それだけでいいのだというふうに言われまして、本当にそれでいいのかなというふうに思いました。そういう意味では、0歳児保育というのは、本当に良かったことなのだろうかというふうに、私自身が感じたものですから、その辺を、町の実態を把握しながらも、町長が評価をするのかということを知りたいというふうに思います。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

標茶町保健福祉総合まちづくりプランの、具体的な実施にあたって、こういった形で進めていくのがいいのかというご提言だと思います。

私は、この計画プランにかかわらず、町がいろいろな施策、計画等を作る場合に、町の中のいろんな各層、各団体から、委員を推薦していただいたり、こちらのほうで指名させていただいて、できるだけ多くの町民の皆さまの、ご意見を把握するように、反映できるように、委員会等々は構成されているものと、私は理解しております。

したがって、どの委員さんも、結局、この委員会に出席するということは、その団体、町民代表でありますので、この委員会等々で検討された結果というのは、一町民として、そこから広がって、広げていくといえますか、情報を提供していくというのは、当然のことだと私は思います。

そういった意味で、これから先、こういった形で、この委員会だけでなく、こういった形で、町のいろいろな施策、計画等々について、町民に知らしめていくのかという方法論について言いますと、私もこういった形で、町民の方に知っていただくことが、一番有効なのかについては、例えば、議会等での報告等も踏まえて、こういった方法がいいのかについては、検討してまいりたいと思います。

ただ、具体的なことにつきまして、先ほど言いました、みどり保育園等の実態等につきましては、あとで担当のほうから、お答えさせますけれども、0才児保育について、どう評価

しているのかということは、私、就任時のときにも申しましたように、一つの施策を短期間で評価するというのは非常に難しいわけですし、実際に、例えば、直接的な携わった人たちの声だけではなくて、そうでない人たちの意見も、当然、必要なもので、私は、なかなか軽々に判断はできないと。ただ、現時点においては、利用された方々からは、やってよかったという評価をいただいているということで、これを、この施策を、今後も拡大していくとか、続けて行くということに関していうと、そのことに関しては、方向としては、そういった方向では、考えなければいけないと思いますけれども、では、どこまで拡大していくのかとか、いろんなことに関していうと、例えば、財政負担の問題であるとか、それから、それ以前の問題として体制、先ほどの障がい者のときにお話しましたように、どなたがそれを担当するのかということ、それは、国が計画を作ったから、町が計画を作ったからといって、その人を無理やりそこに担当させるということは、できないわけでございますので、そこら辺を、ご理解をいただきながら、こういった体制が組めるのか、0歳児についても同じことだと思います。この子たちは、一人で生きていけないわけですから、どなたかが面倒を見なければいけないわけですから、そのために、こういった体制をとれるのかということ、同時に、考えていかなければいけないと思っております。

ただ、私は、自分の経験から申し上げましても、いわゆる子育て世代の若い人たちが、非常に子育てに対する不安になっているというのは、私も実感として聞いております。それは、やはり核家族化、人口減少化などの、少子高齢化等々、いろいろな生活環境の変化があるわけですし、ただ、それが、社会としてこういったサポートが出来るのかについては、いろいろな考え方があろうと思っておりますし、それは、それぞれの地域において、おかれている条件が違おうと思っておりますので、こういった体制が現実的かどうかについては、前向きに検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（小野寺典男君） 住民課長・森山君。

住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

0才児保育の実施状況ということですが、先ほど町長の答弁でございました父母からのご意見という部分については、現場等を通じて確認したところでございます。

また、育児等についても、保育園、子育て支援センター、保健師等が連携しながらの支援体制というふうにご理解いただければというふうに思います。

あと、食事の場所の部分ですが、これは保育の中身の中で恒常的なのか、その時、一時的な部分なのか、それについては、ちょっと確認をしていますが、実際にそういう場面があるということは、伺ってはございます。離乳食の部分含めまして、父母のご理解をいただくといいですか、家庭の部分でつぶして食べるという部分では、各家庭でも行っている部分だと思いますが、離乳期というのは、月齢期が何か月なのか、それらも含めて、内部でも検討しながら、進めている内容だというふうに考えています。

ただ、父母の皆さんに理解をしていただくために、これらの保育内容については、懇談会等も含めながら、進めていくということ、今後も続けてまいりたいというふうにご考慮を

りますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小野寺典男君） 6番・鈴木君。

6番（鈴木裕美君） 保健福祉総合まちづくりプランの中では、年度と目標数値を定めながら、22年度までの様々な事業が展開されるのだろうというふうに思うのですが、あくまでも目標ということで書かれておりました。

ですから、私が述べましたように、多様な保育事業、学童保育もそうですけれども、対象者に対して、どうやって地域のなかで、支援をしていくかということ、それぞれの計画をもって進めるべきというふうに考えておりますから、計画を作りながらの実施をするべきではないかというふうに思っておりましたので、もう一度伺っておきたいというふうに思います。

北海道でも、北海道すきやき隊ということで、毎月19日を道民育児の日と定めて、子育てをしやすい環境づくりを進めているというのが、今日でありますから、私どもが本当に、親ばかりでなく、地域のおじさん、おばさん、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、一体となった子育ての支援にあたれるような、そんな環境づくりを、しっかりと進めていかなければならないというふうに考えておりますから、もう一度、計画等について伺っておきたいと思っております。

議長（小野寺典男君） 町長・池田君。

町長（池田裕二君） お答えいたします。

最初にお答えいたしましたように、計画等につきましては、標茶町福祉施策検討委員会におきまして、毎年、前年度実績、計画にだして、どのくらい実績があったかということや、今年度こういふことを計画しているということはお示しして意見を承っております。多分、議員のご指摘なのは、そのことをもっと広く町民に知らせるべきではないのかというご質問だと思いますので、私先ほど申しましたように、この施策検討委員会は、町内団体・各層の代表者の方たちで構成されていますという具合に、私は判断しておきまして、その方たちの意見という承っておりましたので、その団体、それから組織等を通じて広がっていくものとは考えておりますけれども、もっと具体的に町民に知らせる必要があるということであれば、どういった方法が有効なのか、また、どこまで知らせるのか、等々については、早急に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小野寺典男君） 以上で、6番・鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後13時00分

議案第3号

議長（小野寺典男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第3号、釧路公立大学事務組合の規約の変更について、提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、釧路公立大学事務組合規約の一部を改正するものでございます。

改正理由につきましては、地方自治法の一部改正による文言の訂正変更と、負担金の算出方法につきまして、合併後の釧路市が、旧阿寒町及び音別町の分をのみこみ、合併による影響で、他町村への財政負担加重をなくするための、負担金計算方式にしたいと変更を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第3号、釧路公立大学事務組合規約の変更について

釧路公立大学事務組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。ものであります。

釧路公立大学事務組合規約の一部を改正する規約

釧路公立大学事務組合規約の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「釧路市助役」を「釧路市副市長」に改め、同条第3項中「当該助役」を「当該副市長」に改める。

第10条の見出しを「(会計管理者)」に改め、同条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「収入役」を「会計管理者」に、「釧路市収入役」を「釧路市会計管理者」に改め、同条第3項を削る。

第11条第1項中「吏員その他の職員(以下「組合職員」という。)」を「職員」に改め、同条第・項及び第3項中「組合職員」を「職員」に改める。

第13条第2項第3号ア及びイを次のように改める。

ア 釧路市

(ア)及び(イ)の合計額

(ア) 控除後の額の50パーセントに相当する額及び控除後の額の25パーセントを関係市町村の国勢調査人口を基礎に、控除後の額の25パーセントを関係市町村の前年度における基準財政収入額を基礎にそれぞれ按分して得た額のうち釧路市に係る額

(イ) 控除後の額から(ア)の規定により釧路市が負担する額を控除した額(以下「釧路市基本負担分控除後の額」という。)の25パーセントに9分の2を乗じて得た額

イ 関係町村

釧路市基本負担分控除後の額の25パーセントに9分の1を乗じて得た額及び釧路市基本負担分控除後の額の37.5パーセントを関係町村の国勢調査人口を基礎に、釧路市基本負担分控

除後の額の37.5パーセントを関係町村の前年度における基準財政需要額を基礎にそれぞれ按分して得た額のうち当該関係町村に係る額

附則といたしまして

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(国勢調査人口に関する経過措置)

2 平成19年度以後に係る負担金の額を算定する場合において、釧路市、阿寒郡阿寒町及び白糠郡音別町の廃置分合(以下「合併」という。)後の釧路市(以下「新釧路市」という。)に係る改正後の釧路公立大学事務組合理約第13条第2項第3号ア(ア)の国勢調査人口は、新釧路市の国勢調査人口が確定するまでの間、同号ア(ア)の規定にかかわらず、合併前の釧路市、阿寒町及び音別町のそれぞれの国勢調査人口を合算したものとする。

(釧路公立大学事務組合理約の一部を改正する規約の一部改正)

3 釧路公立大学事務組合理約の一部を改正する規約(平成17年10月4日釧地政第2166号指令)の一部を次のように改正する。

附則4項中「平成18年度以後」を「平成18年度」に改める。ものであります。

以上で、議案第3号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

議長(小野寺典男君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

議案第4号

議長(小野寺典男君) 日程第3。議案第4号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

平成19年第1回定例町議会会議録

企画財政課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第4号につきまして提案の趣旨並びに内容につきましてご説明いたします。

本案につきましては、釧路広域市町村圏事務組合の規約一部をの改正するものでございます。

改正理由につきましては、地方自治法の一部改正による文言の訂正変更と、負担金の算出につきまして、合併後の釧路市が、旧阿寒町及び旧音別町の分をのみこみ、合併に係る影響で他町村への財政負担をなくするための、負担金計算方式にしたいと変更を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号、釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について

釧路広域市町村圏事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

釧路広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

釧路広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「釧路市助役」を「釧路市副市長」に改め、同条第3項中「当該助役」を「当該副市長」に改める。

第11条の見出しを「（会計管理者）」に改め、同条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「収入役」を「会計管理者」に、「釧路市収入役」を「釧路市会計管理者」に改め、同条第3項を削る。

第12条第1項中「吏員その他の職員（以下「組合職員」という。）」を「職員」に改め、同条第2項中「組合職員」を「職員」に改める。

別表第1項中、「事務費（1）均等割30パーセント（2）人口割70パーセント（算出に当たっては、前年の10月末日の住民登録人口を用いる。）」を、「事務費（1）基礎割30パーセント、ア釧路市10分の3、イ釧路市以外の関係市町村10分の7、（2）人口割70パーセント（算出に当たっては、前年の10月末日の住民登録人口を用いる。）」に改める。ものであります。

附則としまして、この規約は、平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

議長（小野寺典男君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

議案第5号

議長（小野寺典男君） 日程第4。議案第5号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇） 議案第5号の提案趣旨並びに内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成15年11月第5回臨時会におきまして可決いただきました、特別職給与月額の特例措置の特例措置が、平成19年4月までとなっておりますが、今日の情勢を勘案し、平成22年10月21日まで特例措置を継続するというものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額に関する特例措置）

4 平成19年5月1日から平成22年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「811,000」と、「700,000」とあるのは「673,000」とする。

（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例）

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額に関する特例措置）

3 平成19年5月1日から平成22年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条の規

定にかかわらず、「632,000」とあるのは「608,000」とする。

附則といたしまして、この条例は、平成19年5月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第5号の提案の趣旨並びに内容のご説明を終わります。

議長（小野寺典男君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

はじめに、第1条、特別職の職員の給与に関する条例について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、第2条、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、附則について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、議案第5号の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

6番・鈴木君。

6番（鈴木裕美君） この条例、改正前ですね、平成15年の5月1日からでしたか、ということで、確か事情があって減額したように記憶していた、記憶違いでしたら、訂正いたしますけれども、それで三役のお給料を下げたのではなかったのかなというふうに思ったのですけれども、その辺、いかがですか、経過をちょっと説明してください。

議長（小野寺典男君） 助役・及川君。

助役（及川直彦君） ご説明をしたいと思っておりますけれども、ただいま議員のご指摘にあった部分については、別な条項でもって軽減をしていた経過がございます。本日の提案されたものと同じものについては、いわゆる行財政の状況を鑑みて、前今西町長が給与削減策として提案したものでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、今回提案はしてはおりませんが、現在、同じ条例中で、期末手当の1カ月分の減額は時限立法でなくて、そのまま減額の措置がとられておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

議案第6号

議長(小野寺典男君) 日程第5。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第6号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、北海道市町村職員共済組合が長期経理資金による投資不動産として市町村の職員住宅を建設しておりましたが、今後の実施について事業見直しがされたところでございます。

長期給付事業に係る運用につきましては、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に管理することとなりましたが、新規の不動産運用につきましては、本年4月から廃止することとされたところであります。

本町における住宅建設に係る償還は終了していることから、本条例を廃止するものいたします。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第6号、標茶町共済組合住宅条例を廃止する条例の制定について

標茶町共済組合住宅条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

標茶町共済組合住宅条例を廃止する条例

標茶町共済組合住宅条例(昭和33年標茶町条例第13号)は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第6号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

議長(小野寺典男君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

議案第7号

議長(小野寺典男君) 日程第6。議案第7号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

社会教育課長・藤岡君。

社会教育課長(藤岡克己君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、視聴覚ライブラリーを廃止するというものであります。

廃止の理由といたしましては、図書館法第3条には郷土資料、行政資料、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料、その他必要な資料、以下、図書館資料というを収集し、一般公衆の利用に供することと規定されております。

また、標茶町図書館サービス要領第8項では、視聴覚資料の貸し出しの規定がございまして、レコード、CD、ビデオソフト等の貸し出しは原則として館内利用とし、館外貸出しは学校・各種団体の学習活動、各公共機関とすると定めております。

以上の規定からも明らかなように、図書館の本来業務として視聴覚ライブラリー機能を有しており、国の補助制度が廃止された現在は、本条例の制定意義がなくなったため、組織の簡素化を目指して、廃止したいというものであります。

なお、2月26日に開催されました教育委員会において、議決されたことを申し添えます。

内容説明に入ります。

標茶町立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例の制定について

標茶町立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例

標茶町立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和50年標茶町条例第30号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

2 標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例(平成9年標茶町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。
以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

議案第8号

議長(小野寺典男君) 日程第7。議案第8号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・森山君。

住民課長(森山 豊君)(登壇) 議案第8号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。本条例は平成6年に本町産業廃棄物処理施設整備にあわせ、町内において排出される産業廃棄物処理にあたり、町内の事業者が適正処分することを目的に整備する施設に対し、補助金を交付するものでありましたが、これまで同条例に基づく整備を行う事業者がなく、また各種リサイクル法の施行や他の自治体等における民間事業者による受入態勢が整い、それが定着していることなどから、本条例の担う任務が終了したものと判断し、廃止するものであります。

平成19年第1回定例町議会会議録

以下、内容についてご説明を申し上げます。

標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例の制定について

標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例を廃止する条例

標茶町産業廃棄物の処理及び処理施設等の整備に関する条例（平成6年標茶町条例第35号）は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

議長（小野寺典男君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

議案第9号ないし議案第16号

議長（小野寺典男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号を一括議題といたします。

議題8案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第9号、平成18年度標茶町一般会計補正予算（第6号）の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成18年度標茶町一般会計補正予算（第6号）でございまして、年

度末を前に款項目にわたって精査をし、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行いました。

歳入歳出それぞれ32,138千円追加し、9,471,426千円にしたいというものでございます。

歳出につきましては、不用額を生じたものについては減額補正を行い、新たに追加の必要性が生じたものについて措置させていただきました。

歳出のうち増額補正の主なものを申し上げますと、財政調整基金積立金38,635千円、減債基金積立金31,899千円、町有施設整備基金積立金30,000千円、学校教育施設整備基金積立金30,000千円、また、減額補正の主なものにつきましては、農林漁業振興資金貸付資金繰出金20,000千円、第三セクター貸付金10,000千円、町営住宅建設費32,430千円、職員給与費等17,826千円等であります。

他会計につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金32,495千円の追加、老人保健特別会計繰出金3,419千円の追加、介護保険事業特別会計繰出金で6,173千円の減額、下水道事業特別会計繰出金で4,699千円の追加、土地区画整理事業特別会計繰出金6,355千円の追加、病院事業会計負担金及び補助金10,000千円の減額でございます。

一部事務組合に対する負担金では、釧路北部消防事務組合で4,198千円の減額、川上郡衛生処理組合で3,456円の減額をしております。

繰越明許費で1件、地方債では4件を提案しております。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を調整するとともに、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成18年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成18年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,471,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがいまして説明いたします。

17ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複いたしますので、

省略いたします。

続きまして、6ページをお開き下さい。

「第2表 線越明許費」であります。

6款農業水産業費、1項農業費、事業名は道営基幹水利施設補修事業負担金（多和地区）であります。金額は16,650千円であります。

続きまして、「第3表 地方債補正」であります。

1 過疎対策事業では、中オソベツ8号沢支線農道で600千円、虹別61線改良で1,200千円、磯分内瀬文平線防雪柵設置で400千円を補正前の限度額36,600千円に追加し、補正後の限度額を38,800千円にするものであります。起債の方法、利子、償還の方法は、補正前に同じであります。

以下、同じでありますので、説明を省略いたします。

2 一般公共事業では、財源対策債等で補正前の限度額66,600千円に22,000千円を減額し、補正後の限度額を44,600千円とするものであります。

5 公営住宅建設事業では、補正前の限度額81,300千円から9,300千円を減額し、補正後の限度額を72,000千円とするものであります。

11 災害復旧事業では公共用土木施設で補正前の限度額2,800千円に、1,000千円を追加し、補正後の限度額を3,800千円にするものであります。

合計では、補正前の限度額706,200千円から28,100千円を減額し、補正後の限度額を678,100千円とするものであります。

続きまして、35ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

以上で、議案第9号の内容説明を終わらせていただきます。

議長（小野寺典男君） 住民課長・森山君。

住民課長（森山 豊君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。年度末にあたり、歳入歳出を精査し、決算により近づけようとするものであります。

また、基本検診、インフルエンザ予防接種の特別調整交付金につきましても、概算が出ましたので、補正を行うものであります。

なお、本案につきましては、2月26日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,252,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明は終わります。

続きまして、議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。年度末にあたり、決算により近づけるため、歳出では12月診療分までの医療給付費の推移から、医療費総体を推計したものであり、歳入につきましては、歳出増に対する支払基金、国道の負担金、町の繰入金を計上するとともに、返納金第三者納付金がありましたことから歳入として計上したところでございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成18年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものであります。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第12号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第14号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。補助金に係る予算措置並びに年度末にあたり内容を精査し、決算に近づけるべく予

算補正を行うものあります。

また、制度改正に伴うシステム改修につきましては、国の補助制度の組み立てと、具体的プログラムの開発スケジュールのアンバランスにより、補助を受け取る年内に改修することが不可能であるため、繰越明許をさせていただきたいというものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成18年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ484千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ596,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,803千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ479,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することが出来る経費は、「第3表 保険事業勘定繰越明許費」による。

保険事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表の介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

第3表 保険事業勘定繰越明許費であります。1款総務費、1項総務管理費、事業名、北海道自治体情報システム協議会負担金、金額1,670千円でございます。

以上で、議案第14号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

議長（小野寺典男君） 水道課長・山口君。

水道課長（山口 登君）（登壇） 議案第11号、平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の提案の趣旨並びに内容について説明いたします。

本補正予算は、公共下水道事業費などの年度末精査によります補正と、塘路駅前の管渠工事を債務負担行為による実施に伴う補正、額の確定による地方債の補正でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成18年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,601千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,030,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。ものでございます。

10ページをお開きください。

歳出の明細でございます。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、今までの説明申し上げました内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

11ページをお開きください。

引き続きまして、継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」でございますが、補正後の事項につきましては、標茶町水洗便所改造資金融資あっ旋条例に基づく金融機関に対する利子補給、融資予定額900千円、利率年2.4パーセント、期間につきましては補正前と同じで平成19年度から平成23年度、限度額につきましては49千円とするものでございます。

次に、新規でございます。

特定環境保全公共下水道事業、期間については、平成19年度で、限度額につきましては30,000千円でございます。

12ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、補正後の事項は標茶町水洗便所改造資金融資あっ旋条例に基づく金融機関に対する利子補給。融資予定額900千

円、年利率2.4%で、平成18年度債務負担行為の限度額は49千円。前年度末までの支出見込み額はなく、当該年度以降支出予定額は平成19年度から平成23年度まで49千円。左の財源内訳は一般財源で49千円です。

次に、新規に補正後で、特定環境保全公共下水道事業、債務負担行為の限度額は30,000千円、前年度までの支出見込み額はなく、当該年度以降の支出予定額は平成19年度で限度額30,000千円、左の財源内訳は国道支出金15,000千円、地方債15,000千円です。

5ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1. 公共下水道事業、補正後の限度額は4,200千円を減額し、182,000千円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

2. 特定環境保全公共下水道事業、補正後の限度額は8,100千円減額し、189,300千円です。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

合計では、補正前の限度額400,100千円に対して12,300千円を減額し、限度額を387,800千円とするものでございます。

13ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、合計で申し上げます。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第11号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第16号、平成18年度標茶町上水道事業会計補正予算(第1号)の提案の趣旨並びに内容について説明いたします。

本補正予算は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、それから企業債について額の確定による補正であります。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成18年度標茶町上水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度標茶町上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度標茶町上水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目の収入、第1款水道事業収益は、60千円を増額し、104,764千円に。第1項、営業収益は60千円を増額し、83,742千円に、支出、第1款水道事業費用は416千円を増額し、102,287千円に、第1項営業費用は60千円を増額し、93,135千円に、第2項、営業外費用は356千円を増額し、8,652千円に。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「33,312千円は減債積立金6,312千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,833千円及び過年度分損益勘定留保資金24,167千円」を「27,237千円は減債積立金6,312千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,477千円及び過年度分損益勘定留保資金18,448千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目のうち収入、第1款資本的収入は1,300千円を減額し、31,200千円に、第1項企業債は1,300千円を減額し、31,200千円に。

支出、第1款資本的支出は7,375千円を減額し、58,437千円に、第2項建設改良費は7,375千円を減額し、52,125千円とする。

次のページへ。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的は配水管整備事業で、補正後の限度額は1,300千円を減額し、31,200千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

7ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

平成18年度標茶町上水道事業会計資金計画の補正。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございます。1. 営業収益で60千円を増額し、81,523千円に、4 企業債で1,300千円を減額し、31,200千円に、6 . 前年度繰越金12,646千円を増額し、180,753千円に、したがって受入資金の合計で、11,406千円を増額し、318,723千円でございます。

次に、支払資金でございますが、1、営業費用は194千円を減額し、66,145千円に、2 . 営業外費用108千円を減額し8,688千円に、4 . 建設改良費7,375千円を減額し52,125千円に、5 . 前年度前受金返済613千円を減額し887千円に、6 . 前年度未払金返済216千円を減額し、687千円に、7 . 前年度受入金返済20千円を増額し、70千円に、したがって支払資金の合計では8,486千円を減額し、134,914千円でございます。

受入・支払資金の合計では19,892千円を増額し、183,809千円でございます。

5ページをお開きください。

平成18年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後) 資産の部、1 . 固定資産でございますが、(1)有形固定資産はイ構築物からニの工具、器具及び備品までの有形固定資産合計で326,810千円、(2)無形固定資産、イ施設利用権で8,029千円、固定資産合計では334,839千円、2 . 流動資産でございますが、(1)の現金・預金183,809千円と(2)未集金5,876千円、流動資産合計で189,685千円、以上、資産合計では、補正前より13,877千円増の524,524

千円でございます。

次のページお開きください。

負債の部でございますが、3. 固定負債はイ修繕引当金で、30,197千円、4. 流動負債は(1)一時借入金から(4)のその他の流動負債まで、合計で1,912千円、以上、負債合計では補正前より362千円増の32,109千円。資本の部、5. 資本金は(1)自己資本金と(2)借入資本金で、イ企業債の合計で412,946千円、6. 剰余金は(1)資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で79,469千円、以上、資本合計では補正前より13,515千円増の492,415千円でございます。

負債資本合計では、補正前より13,877千円増の524,524千円でございます。

3ページをお開きください。

平成18年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 建設課長・井上君。

建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第13号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、年度末にあたります精査及び精算に近づけるものでございまして、本補正予算の歳出につきましては、年度工事の確定に伴う執行残による減額が主なものでございまして、歳入につきましては、換地精算徴収金及び保留地処分金の減額と他会計繰入金の増額が主なものでございます。

1ページをお開きください。

平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成18年度標茶町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,243千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。というものでございます。

9ページをお開きください。

歳出明細でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページ、3ページにつきましては、現在まで内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1. 鉄東土地区画整理事業。補正前の限度額130,800千円を4,400千円減額し、補正後の限度額を126,400千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上、議案第13号の提案の趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

議長(小野寺典男君) 病院事務長・蛭田君。

病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第15号 平成18年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)の内容について説明を申し上げます。

本件につきましては、事業の遂行に伴う予算執行状況に基づく精査を行い、より決算に近づけるということで、予算の補正を行うものであります。

以下、内容について、1ページから説明申し上げます。

平成18年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)

第1条(総則)でありまして、平成18年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は(業務の予定量)であります。平成18年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2)年間患者数ですが、外来は7,320人を減じ、43,920人にするものであります。したがって、(3)の一日平均患者数も、外来が30人減の180人となりますが、昨年4月から12月までの9カ月間の実績に基づき、補正するものであります。

第3条は(収益的収入及び支出)でありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款病院事業収益21,000千円を減額して、1,058,741千円に、第1項医業収益は11,000千円を減額し、612,354千円に、第2項医業外収益は10,000千円を減額し、446,387千円に。

支出の第1款病院事業費用は、21,000千円を減額し1,058,741千円に、第1項医業費用は21,032千円を減額し、989,899千円に、第2項医業外費用32千円を追加し、68,342千円とするものであります。

2ページへまいります。

第4条は(債務負担行為)でありまして、予算第5条に定めた限度額を次のように改める。事項は機器・備品購入で既決限度額を7,777千円減額し、28,055千円とする。

第5条は(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)で、予算第6条に定め

た経費の金額を次のように改める。

(1)の職員給与費で4,700千円を減額し657,989千円に、(2)交際費の500千円を減額し1,000千円にするものであります。

第6条は(他会計からの繰入金)で、予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ、補助負担を受ける金額を次のとおり補正する。

(1)医療対策費補助は10,000千円を減額し、368,904千円とし、合計では既決予定額438,599千円を10,000千円減額し、428,599千円とするものであります。

第7条は(たな卸資産購入限度額)でありまして、予算第8条中「125,250千円」を「111,950千円」に改めるというものであります。

次に、予算説明書にしたがい説明申し上げます。

13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、5ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

補正前に対する補正後の比較ですが、給与費では報酬が720千円の減、給料が310千円の減、賃金が720千円の増、手当4,390千円の減で、計4,700千円の減であります。合計も4,700千円の減であります。

手当の内訳は記載のとおりでございます。

以下、6ページから9ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開き願います。

平成18年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございますが、1の事業収益で11,000千円を減額し、計で567,142千円、2の前年度の未収金で28,665千円を追加し、計で91,665千円、3の一般会計補助金で2,230千円を減額し、計で134,013千円に、4の一般会計負担金は7,770千円を減額し、計で294,586千円、7の前年度繰越金32,491千円を追加し、計で187,632千円、したがって、受入資金の合計では40,156千円を追加して、計で1,390,058千円であります。

次に、支払資金でございますが、1の事業費用で21,000千円を減額し、計で970,230千円、2の前年度未払金で48,546千円を追加し、計で72,546千円、支払資金の合計では、27,546千円を追加して、計で、1,228,728千円であります。

受入資金と支払資金の差引では、12,601千円を追加となり、計では161,330千円でございます。

次に、10ページをお開き願います。

平成18年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部、1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で2,200,202千円、(2)無形固定資産、イ電話加入権388千円で、合計も同額であります。(3)の投資イ長期

貸付は500,000千円で、合計も同額であります。したがって、固定資産合計は2,700,590千円。2の流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産まで229,962千円で、資産合計は2,930,552千円であります。

次のページへまいります。

負債の部では、3の(1)固定負債で27,316千円で、合計も同額であります。4の流動負債(1)未払金から(3)のその他流動負債までの合計は31,272千円で、負債合計は58,588千円であります。

資本の部では、5の資本金(1)自己資本金900,388千円、(2)借入資本金は企業債で1,806,491千円、資本金合計で2,706,879千円。6の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額と口国庫補助金までの資本剰余金合計は265,332千円、(2)欠損金については、イの当年度未処理欠損金100,247千円で、欠損金合計も同額であります。剰余金合計165,085千円、資本合計で2,871,964千円、負債資本合計で2,930,552千円であります。

次に3ページをお開き願います。

平成18年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告し、議案第15号の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時32分

内容審議

議長(小野寺典男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号から議案第16号までを議題といたします。

これより議題8案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第9号から議案第16号までの歳入歳出予算の補正は、歳入と歳出に分け、議案第9号の歳出は款ごとに行います。

はじめに、議案第9号、一般会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正。歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・伊藤君。

13番（伊藤淳一君） 19ページの企画費のところですか。まちづくり振興委員の報酬の減額についての中身をお伺いしたいと思うのですが、以前にも月1回で、9月までということだったのですが、もちろんはじめから、9月ということで予算化されていたと思うのですが、減額のほうの中身について、お伺いしたいというふうに思います。

議長（小野寺典男君） 企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

まちづくり推進委員の報酬については、937千円の減額をさせていただきましたが、当初予算では、12カ月分で25名分の予算措置をしております。今回の任期につきましては、10月の14日付で第1期目の2年間の任期が終了するということでした。当初は、引き続き第2期を、その時点でスタートする予定をしていたのですが、ご存じのように、町長の交代というようなこともありまして、非常に、時期的にごたごたしたということもありまして、新年度、あらためて、新たな考えで再スタートするというので、その分の、残りの分を減額補正させていただきましたということ、そのようにご理解いただきたいとします。

議長（小野寺典男君） 13番・伊藤君。

13番（伊藤淳一君） 中身わかりました。当初から9月という話が、聞いていたものから、その分で組んでいるものだというふうに思っていましたけれども、1年分ということ。ただ、使われた分でいくと300千円程度、当初予算からみると、かなり使われているのが3分の1程度といたしますか、ちょっと計算していませんけれども、そういうことからいくと、当初のときにどなたか質疑がありました。出席率が悪くてという部分もあるでしょうか、お伺いいたします。

議長（小野寺典男君） 企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

開催の回数につきましては、18年度につきましては、6回開催しております。おおよそ、予定どおり月1回程度の開催になっています。ただ、出席率のほうは、平均で56.3%の出席ということで、出席率については、以前からご指摘がありましたが、それ以降も、なかなかやはり、非常にお忙しい方が、委員の大半なられているということもありまして、全員が揃うことは、非常に難しい状況なのかなということで、そういう結果になっております。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、5款労働費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、6款農林水産業費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、7款商工費について質疑を許します。
7番・平川君。

7番（平川昌昭君） 商工振興費で、今年度中小企業の保証料で955千円ということで、保証料の補助金ということで上げておりますが、これは、今年度として何件分の保証料ということを見ていますか。

議長（小野寺典男君） 商工観光課長・佐藤君。

商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

中小企業の融資の保証料の部分につきましては、年度当初、償還の予定表に基づきまして当初予算、それにプラスすることの繰上償還分を見て、当初予算計上してございますが、昨今の部分につきましては、借換融資というふうな形の部分が、中小企業の融資部分で、数が増加したということで、こちらが予算をしている以上に、繰上償還の部分が多くなったということで、繰上償還、銀行のほうに相談が、借換の相談がある部分が、5件ないし6件ありまして、その繰上償還分の保証料補助955千円を今回補正させていただきということでございます。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか、

7番・平川君。

7番（平川昌昭君） 土木費の2目の道路維持費、この駅前中央通の残ということですが、当初では、全体的な中でのせて、維持費はのせていたと思うのですが、駅前中央通というのは、いわゆるJRから道道までのことかなと思いますが、当初の予算はどのように見えて、そしてこれだけ残ったということでしょうか。

議長（小野寺典男君） 建設課長・井上君。

建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

中身につきましては、駅前通り開運橋の改築に伴いますバルコニー部分の土現さんの事業主体で行われています開運橋のバルコニー部分、町部分で設置いたしましたレリーフ4基、それから平板4基、それからベンチ4基の部分でございます。

当初、5,000千円の工事請負費で計上しておりましたが、その中の執行残249千円でございます。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

13番・伊藤君。

13番（伊藤淳一君） 27ページの、小学校の財産管理費の、工事請負費の部分で解体工事の請負費が当初予算より3,500千円ほど安くというか、あがっておりますので、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

（何か言う声あり）

議長（小野寺典男君） 教育委員会管理課長・島田君

教育委員会管理課長（島田哲男君） 解体費の関係でございますが、9月の議会で予算組しました標小の講堂に係る教員住宅、それから、給食処理場の浄化槽の解体の部分であります。大きな減額になっております要因としまして、浄化槽がございまして、この浄化槽を当初全て基礎の1.5メートルぐらいですが、そのぐらいの基礎盤まで取る予定でしたのですけれども、実際には、一番下まで取らないで、1mぐらいまでで、実際には取った作業で終わっております。

特に、それを残した盤に影響がないということで、設計変更しながら解体したという結果で、これだけの減額をしたところであります。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。歳入、1款町税から21款町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

6番・鈴木君。

6番（鈴木裕美君） 観光使用料で、キャンプ場使用料が減額になっております。それぞれの何カ所かのキャンプ場の全体的な使用料の減額かというふうに思うのですが、多和には、2カ所のキャンプ場があるというふうに理解しておりますけれども、その2カ所のうちの、1カ所の利用状況、奥ですよ。その利用状況というのは、これいうと、どのようになっていますか。

議長（小野寺典男君） 商工観光課長・佐藤君。

商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この全体の使用料の部分につきましては、議員ご存じかと思いますが、18年度の全般、夏の部分につきましては、相当数の悪天候が続いたということで、全体の北海道観光自体の入り込みも落ちておりますので、全体に入り込みが落ちたということ、まずご理解いただきたいと思えます。

それと、多和の部分につきましては、上がって直ぐの駐車場のキャンプ場のみのいま現在の使用となっています。補助事業で整備をした奥のほう、奥のほうといいますか、展望台と牧場の、いま、事務所のある施設との間の部分につきましては、オートバイ、ライダー用のサイトということで整備をした経過がございますが、今ところあそこについてはほとんど申込みがないという状況がありまして、トイレのみの整備はしてございますが、全体の利用については、あの部分については、1件もないという現状でございます。

申し込みについて、来た部分につきましては、展望台のあるキャンプ場の施設の利用の促進を、お願いをしているという現状でございます。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・伊藤君。

13番（伊藤淳一君） 特に、6月から体育施設の有料化になった部分なのですが、10ページの農業者トレーニングセンターのほうについては、減額幅そうでもないのに、特に教育委員会が所管する部分になろうかなと思えますが、そうすると11ページですね。常盤のパークゴルフ場についてはプラスですので、ちょっとおいておきまして、要するに教育使用料の部分で、いきまして、当初5月というか、4月、年度始めからということで、当初は議案も提案されましたし、当初予算化されていたというふうに思います。それが、1カ月、2カ月ずれ込みまして、6月からということになりましたので、そういう部分の減の部分もあろうかなというふうに思うのですが、一つ、二つ例を挙げると、ふれあいプラザについては、ほとんど収入が入っていない。それから町営プールについては、ほぼ半分。それから、茶安別と阿歴内の交流館、夏はプール、冬は室内ということなのですが、それについてもほとんど収入がなかったということになるのですが、それでお伺いしたいのは、先ほど言いましたようにずれ込んだ分の減と、かなり見込み違いがあった分というのが、あるとすれば、その理由についてどうなのか。どうされているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（小野寺典男君） 社会教育課長・藤岡君。

社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

体育施設、各款、各目にわかれているわけですが、体育施設総体で当初5,462千円を当初予算で計上しておりました。今回の補正後で4,317千円というふうに減額になります。おおざっぱに言いまして、5,462千円を12分の10で割りますと、4,550千円程度になります。ですから、見込み金額そのものは総体的にそんなに違いがなかったかなというふうに考えております。

ただ、大きく減少したのはふれあいプラザの部分ですが、これは、当初はふれあいプラザとトレーニングセンターと別々に料金設定をしていたわけですが、利用団体の要請等がありまして、議会のご理解も得まして、トレーニングセンター使用料に一括して計上するという事で、ふれあいプラザの収入は専用使用のみということになって、74千円の収入で終わっているというのが、大きな原因でございます。

プールが、これは大変利用が減っております。全年度、一般が2,378人ところが、今年度は1,727人になっております。しかし、高校生以下も、前年度6,079人いたものが今年度は4,399名になっております。プールにつきましては気候によって大きく左右されるということがありますので、これが、有料化が原因かどうかというのは、来年もう一度、平成19年度も見なければ、ちょっとわからないという状況でございます。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・平川君。

7番（平川昌昭君） 13ページの16款、財産収入では、2項の財産売払収入のなかで物品売払収入、これも、昨年度もお聞きしたと思うのですが、南標茶、その国営事業に係っての物品、土砂売払収入とございますが、これは、例えば国営事業ですから、かなり長期的な事業ということで承っていたのですが、この事業に対する見込みというのは毎年このくらい見込まれるのか。それは、例えば需要というのはどの時点で発生してきて、計上されていくのか。それと同時に、単価的には前年度並みで売払っているのか。お聞きしたい思います。

議長（小野寺典男君） 農林課長・牛崎君。

農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農地防災事業で使われている土砂の分なのですけれども、事業そのものが平成20年度を終期としておりますので、なおかつ、その終期に向けて土を動かす工事が、この先、少なくなっていくという見込みでありますので、数量そのものは、この先、19年度については、若干へっていくのではないかとこのように考えております。

（何か言う声あり）

農林課長（牛崎康人君） 単価につきましては、平成18年度におきましては、立米当たり68円25銭ということで扱っております。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

2番・三好君。

2番（三好英雄君） 繰越明許費の関係で、今回、道営事業の負担分が繰越明許費になるということは、事業が遅れた精算がずれ込みということなのかなと思うのですが、それと一つ、併せて財源の組替えもやっていますので、その辺も併せて、伺いをしておきたいと思えます。

議長（小野寺典男君） 農林課長・牛崎君。

農林課長（牛崎康人君） 道営基幹水利事業の状況につきまして、お答えいたします。

当初、18年度当初の計画では、落差工を2基着工するという予定でございました。実は用地関係の問題がありまして、その予定の2基については、今年については手をつけられないということで、ほかの1基に振り替えたところでございます。

そういうことで、投資負担金ベースで申し上げますと、大体半分くらいになったわけなのですが、負担金ベースで、35,325千円だったものが、1基の扱いということで、18,675千円。よって、今回の補正で、16,650千円というふうにさせていただきました。

議長（小野寺典男君） 2番・三好君。

2番（三好英雄君） 併せて、財源も組み替わっていますよね、その辺についてもちょっとお伺いしておきます。

（何か言う声あり）

議長（小野寺典男君） 企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

ただいま農林課長からあった形で、事業が遅れた関係がありまして、そのうち、当初起債で17,600千円を見込んでおりました。その内訳につきましては、公共債で15,800千円、財源対策債で1,800千円を見込んでおりました。今年度の執行分については、先ほどの今年度執行分の23,040千円に対して財源としましては10,200千円、公共債で9,200千円、財源対策債で1,000千円ということで措置をさせていただいております。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、以上で、議案第9号、一般会計補正予算を終わります。次に、議案第10号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。歳入歳出予算の補正。歳出、1款総務費から8款諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、歳入歳出予算の補正。

歳入、2款国庫支出金から8款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、以上で、議案第10号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正。歳出、1款総務費から4款公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、歳入歳出予算の補正。歳入、3款国庫支出金から8款町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

議長(小野寺典男君) 2番・三好君。

2番(三好英雄君) 債務負担行為出ているのですが、いわゆるこれらについて新しく予算組みもされてきているわけですが、ここにきて債務負担ということは、何か特別な時事情、支障でも起きたのか。その辺についてちょっとお伺いしておきます。

多分、これは、何か書いてあるとおりのシステムだと思いますので、その辺の導入ができなかったのかどうなのか。その辺のお伺いだけしておきます。

議長(小野寺典男君) 水道課長・山口君。

水道課長(山口 登君) お答えします。

今回の債務負担行為につきましては、一般的にゼロ国債という...、何ですか。

2番(三好英雄君) こっちだろう。

(何か言う声あり)

2番(三好英雄君) そっちも、いいんだ、いいんだ、それもいいんだ。俺、間違った。答えて、答えて。

水道課長(山口 登君) この債務負担行為につきましては、平成19年事業を早期発注の目的ということで、前倒しで実施する、いわゆるゼロ国債という工事の発注でございます。

平成18年度末の3月に発注を実施し、支出行為は平成19年度、新年度予算で行うため、債務負担行為を行うものでありまして、理由につきましては、塘路駅前の管渠工事で延長が393mということで、実は駅前ということで、観光シーズンに大型バスが塘路駅に停車及び通過するというので、その支障のないように早期発注をして、早期完成を目指すためということで、今回、債務負担行為で計上したということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長(小野寺典男君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、以上で、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第12号、老人保健特別会計補正予算。歳入歳出予算の補正。歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、歳入歳出予算の補正。歳入、1款支払基金交付金から6款諸収入まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、以上で、議案第12号、老人保健特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、土地区画整理事業特別会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正。歳出、1款事業費、2款公債費、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。歳入、1款換地精算処分金から4款町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、以上で、議案第13号、土地区画整理事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、介護保険事業勘定特別会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正。保険事業勘定。歳出、1款総務費から5款基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、歳入歳出予算の補正。

保険事業勘定。歳入、2款国庫支出から6款繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第2条、歳入歳出予算の補正。介護サービス事業勘定。歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、介護サービス事業勘定。歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

6番・鈴木君。

6番(鈴木裕美君) 利用料の関係で、短期と施設介護利用料が、これだけ減額になっておりますが、特に施設介護には、定員いっぱい収容されてる、収容といったら失礼ですね、入居されているということが言われておりますけれども、この利用料の減額、これはどうということなのでしょうか。

議長(小野寺典男君) やすらぎ園長・臼井君。

やすらぎ園長(臼井好和君) 14ページの施設介護サービスの収入の関係ですけれども、減額15,480千円。これについては、利用者の病気、かぜ等の入院者による利用者の負担、それから食事費、居住費の減額ということでご理解願いたいと思います。

議長(小野寺典男君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、第3条、繰越明許費について質疑を許します。

2番・三好君。

2番(三好英雄君) 歳出のほうで、新しく北海道自治体情報システム協議会負担金で1,670千円が予算化されていて、そのまま繰越明許費になっていますので、その辺は、今年度に事業が間に合わないということなのか、その辺の経緯をちょっと伺いしておきます。

議長(小野寺典男君) 住民課長・森山君。

住民課長(森山 豊君) お答えいたします。

このシステムにつきましては、今後高齢者医療等の部分で、高額の部分、介護それから高齢者の医療部分、これ合算の形になるというものがあまして、それと特別徴収の関係で介護保険と、それらのデータリンクをしなければならぬということがあるものですから、システムを改修するというところで作業を進めてきたところであります。

その一方で、国では平成18年度中にこれらのシステムについては、できるものとして補正予算を組んで、国庫補助の予算を確保したところでありますが、具体的プログラムを開発するという部分で、実際にスケジュールが大幅に遅れまして、年度中には間に合わないということが国のほうから通達が来まして、今年度の補助金の取り扱い、そして予算取り扱いについては、こういう形で、今回、提案した形で取扱願いたいという通知が来たものですから、各自治体とも同様な取り扱いで行っているところでございます。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、以上で、議案第14号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、病院事業会計補正予算。第1条、総則から第7条、たな卸資産購入限度額まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

2番・三好君。

2番（三好英雄君） 本来ですと企業会計ですから、補正予算が出なくても、それはそれでよかったのでしょうかけれども、それはそれで、今回出だしていただいたということは、いわゆる新年度を迎えるに当たって、どう18年度が推移したかというのを、我々知る上で、そしてまた、19年度に臨むという意味で非常にいいわけで、ですから、水道関係含めて出させていただきました。それは誠に、そのご努力に感謝したいと思っております。

それで、第2条の業務の予定量のところで、外来が、予定が210人のところが、30人マイナスで180人と。ただし診療報酬といいますか、一人当たりが500円ほど上がるということで、この程度でおさまっているのですが、その500円が当初より上がってくるという、その辺の状況と、入院のほうでは、移動は出てこないというふうに考えてよろしいのか、この業務予定量変わってきていませんので、その辺はほとんど差がないくらいで終わるといふような見方なのか、確認させていただきたいと思います。

議長（小野寺典男君） 病院事務長・蛭田君。

病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

まず後段の部分の、入院収益、患者数の関係からみましてでございますけれど、昨年度も、その前年度、その前々年度ということで、最高の外来患者数を確保した年度もございました、それ以降、どんどんどんどん患者数に落ち込みまして、昨年もかなり落ち込みをしたわけですが、入院患者数については、とりあえず補正はさせていただいておりますが、最終的には前年度より落ち込みが予測されるということで、減収にはなってくるのかなという推測ではいる状況でございます。

それと、外来の500円の、いわゆる患者数は減っているのですが、単価的にはアップしているということで、かなりそういう中でスタッフ、先生方はじめ、いわゆる日ごろから医業収益のアップ、増収に向けて取り組んではいただいておりますが、それぞれの患者さん、個々に応じた患者さんの病状、診療させていただきながら、必要な検査等させていただいて、その結果、増収のほうに、いわゆる単価の若干のアップのほうにつながっているのかなというおさえでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小野寺典男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） なければ、以上で、議案第15号、病院事業会計補正予算を終わり

ます。

次に、議案第16号、上水道事業会計補正予算。第1条、総則から第3条、資本的収入及び支出まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) なければ、以上で、議案第16号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題8案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより、議案第9号から議案第16号まで、8案一括して採決いたします。

議題8案は、原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は原案可決されました。

延会の宣告

議長(小野寺典男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後4時11分 延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 小野寺 典 男

署名議員 8番 大 島 益 美

署名議員 10番 川 村 多美男

署名議員 11番 黒 沼 俊 幸

平成19年第1回定例町議会会議録

平成19年標茶町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年3月6日(火曜日) 午前10時02分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 議案第84号 標茶町生活安全条例の制定について

(総務委員会審査報告)

- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 産業建設委員会所管事務調査報告

出席議員(16名)

2番 三好英雄君	3番 末柄薫君
4番 豊田實君	5番 越善徹君
6番 鈴木裕美君	7番 平川昌昭君
8番 大島益美君	10番 川村多美男君
11番 黒沼俊幸君	12番 高橋紀久男君
13番 伊藤淳一君	14番 菊地誠道君
15番 深見迪君	16番 高野千鶴子君
17番 館田賢治君	18番 小野寺典男君

欠席議員(2名)

1番 新田重雄君	9番 田中進君
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
助役	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤吉彦君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君

平成19年第1回定例町議会会議録

建設課長	井上	栄	君
水道課長	山口	登	君
育成牧場長	表	武之	君
病院事務長	蛭田	和雄	君
やすらぎ園長	臼井	好和	君
教育長	吉原	平	君
教育管理課長	島田	哲男	君
社会教育課長	藤岡	克己	君
農委事務局長	牛崎	康人	君（農林課長兼務）

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾	昌之	君
議事係長	中島	吾朗	君

平成19年第1回定例町議会会議録

(議長 小野寺典男君議長席に着く。)

開会の宣告

議長(小野寺典男君) ただいまから平成19年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員16名、欠席2名であります。

(午前10時02分開会)

開議の宣告

議長(小野寺典男君) 直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(小野寺典男君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

8番・大島君、 10番・川村君、 11番・黒沼君、

を指名いたします。

会期決定について

議長(小野寺典男君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は3月13日までの8日間と決定いたしました。

行政報告及び諸般報告

議長(小野寺典男君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足いたします。

一点目は、平成19年度における在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、札幌防衛施設局から通知がありましたので、そ

の概要をご報告いたします。

矢臼別演習場での訓練実施は、国内5か所の分散により昨年は休止となりましたが、本年は9月に実施し、部隊規模、日程などは今後米軍側と調整することとあります。

この説明を受けまして、在沖縄米軍の訓練が固定化されないこと、日数が拡大されないことと合わせまして、騒音対策について申し入れを行ったところとあります。

また、同様の申し入れを、北海道並びに関係四町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として行っていく考えであります。町といたしましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、従前と同様対策本部を設置し、内部体制を整えてまいります。

なお、今回の訓練の情報提供につきましては、その内容が判明次第、広報しべちや並びに農家ファックスにより、行ってまいりたいと存じます。

二点目は、東京・標茶ふるさと会についてであります。

去る2月18日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果についてご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、東京都及びその周辺に在住する本町出身者と本町に関わりのある方々で組織し、会員相互間の親睦をはじめ、標茶の活性化のために特産品の販売・展示等の支援のほか、振興策について情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足し、本年は第15回目の開催となりました。

当日は、会員と町並びに議会をはじめとする、関係機関の代表者と一般参加者の参加により、盛大に開催されました。

総会に引き続きまして、交流会がおこなわれましたが、標茶の近況について、パソコンを活用し映像でお知らせをするとともに、参加者による情報交換が行われました。

総会・交流会終了後には、東京・標茶ふるさと会の役員及び会員と町の関係機関の代表による懇談会が開催され、一木会長から、今後、故郷標茶の為に、自分たちに何ができるかを探るべく、会員へのアンケート調査を実施するなどのご提案がありました。

町といたしましても、標茶の応援団として、その活動に期待をするとともに、さらに相互の連携をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、日豪EPA・FTA交渉を考える標茶大会の開催等について、ご報告いたします。

日豪EPA・FTA問題につきましては、国の動きが昨年末に表面化して以来、仮に重要品目の関税が撤廃されれば、本町の基幹産業であります酪農・畜産業が危機的な状況に陥り、本町全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されましたことから、関係機関等と連携し、中央要請行動や看板の掲示、机上柱の設置等に取り組んで来たところとありますが、さらに、去る2月20日、標茶町開発センターにおいて、「日豪EPA・FTA交渉を考える標茶大会」を標茶町農業協同組合、標茶町酪農振興会連合会との共催で開催したところでございます。

これは、この問題の好ましい解決のためには、農業関係者のみならず、消費者である町民・国民全体の国内農業を支持・支援する世論喚起が必要不可欠であり、そのためにも、町民各層にわかりやすく、かつ、事態の重大さを正確に伝える必要があったためでございます。当日は、議員諸氏はもとより、一般町民も含め、300名もの参加者を得、一定の成果を収めることができたものと考えているところでございます。

また、大会に引き続き牛乳の消費拡大を普及・推進させるために、牛乳を使った料理の試食会も開催いたしました。この日の催しといたしましては、これまで消費者協会にご尽力いただいていたのですが、今回は、オーベルジュ・ピルカ・トウロの岩淵シェフとJ A女性部のご協力のもと、牛乳料理の提案をさせていただき、参加された皆さまから、大変なご好評をいただいたところでございます。

これらの問題・課題につきましては、将来に禍根を残すことのないよう、今後も、時機を得た的確な活動を行う所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目は、磯分内郵便局における無集配化についてでございます。

日本郵政公社北海道支社が取り進めている「集配郵便局の再編計画」の一環として、本町、磯分内郵便局が担当している業務のうち、集配業務及び貯金・保険の集金業務を標茶郵便局へ、今年19日から移行することに決定したとの通告が、昨日ありましたので、ご報告いたします。

昨年第2回・第3回定例町議会におきまして、磯分内郵便局の無集配化について、本町としては、申し出に対し反対を表明していくとの報告をしており、引き続き、管内町村会及び北海道町村会とともに、反対を表明してきたところです。

しかしながら、日本郵政公社北海道支社では、昨年12月12日に地元磯分内地区で、住民説明会を開催するなど、事業内容の周知が一定程度計られたものと判断し決定したものとされます。

全道各地において、反対を表明している郵便局についても、磯分内郵便局同様に、無集配化が計られることとしておりますし、業務の集約により、窓口業務、集配業務、貯金・保険業務のそれぞれにおいて、サービスの低下を招くことのないように取り進めていくとのことで、ご理解願いたいとの説明でありました。

町といたしましては、反対表明が受け入れられずに、真に残念ではございますが、引き続き、サービスの維持向上につきまして、郵政まちづくり協議会等を通じ、申し入れしていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

議長（小野寺典男君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

教育長（吉原 平君）（登壇） 平成19年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下七点について、補足しご報告申し上げます。

はじめに、平成18年度の児童生徒の表彰であります。

本年度後期分として、2月に塘路小・中学校、中茶安別小・中学校、磯分内小学校、磯分内中学校、弥栄小学校、標茶小学校、標茶中学校の7校で児童36名、生徒30名、計66名の児童生徒に表彰状を贈りました。

なお、今年度の児童生徒表彰の内訳につきましては、前期・後期合わせますと、努力賞25名、奉仕賞9名、親切賞10名、体育賞22名、学芸賞19名、合計85名となりました。

二点目は、平成18年度の町内各中学校卒業生の進路希望状況であります。

卒業生総数は88名で、全員が高等学校への進学を希望しております。

進路希望の内訳につきましては、標茶高等学校57名、釧路工業高等専門学校を含めた町外公立高等学校29名、私立高等学校2名であります。

三点目は、昨年12月に実施した道教委の「いじめ実態調査」についてであります。

この調査につきましては、町内すべての小中学校の全児童生徒及び教職員を対象に実施されました。また、調査の集計については、一部の項目を除いて、現在も道教委で作業が進められており、3月下旬を目処に結果が公表されるものと思われます。

調査結果が明らかになっている項目によると、本町の小学校で24名、中学校で3名が「今もいじめられている」と回答しております。

また、いじめの内容については、悪口や暴力及び仲間はずれが中心であります。さらに、「どんな子からいじめを受けているか。」の質問には、その4分の3が「同じクラスの子」をあげており、学級経営の重要性を再認識する結果となりました。

現在、学校では、これらの結果を受け、個別指導はもとより、学級・学年あるいは全校児童生徒に対し、指導の徹底を図っているところであります。

今後も、いじめの有無を問わず、学校の実態に合わせた取組の充実と、早期発見、早期対応に努めてまいります。

四点目は、「新入学児童の認定就学」についてであります。

平成19年度の小学校新入学予定者のうち、「管内就学指導検査委員会において、就学すべき学校を特殊教育諸学校」とすることが妥当であると判定された児童について、保護者と幾度も面談をし、就学先への考え、意向などを伺った結果、居住地校区内の小学校へ入学させたいとの意向でありました。

このことを受け、子どもの家庭生活状態や、現在、通園している保育所での状況等を掌握する一方、就学希望予定先の小学校とは、受け入れる場合の安全上、教育上の課題の検討をしていただくなど、最終的に家庭、学校、教育委員会が話し合う中で、諸課題の整理を進めてきたところであります。特に必要となった支援員について、町長部局の理解と判断もいただきながら、第1回定例教育委員会において総合的な要件を鑑みた結果、学校教育法施行令第5条による、教育委員会が適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者、いわゆる「認定就学者」として居住地校区内小学校への入学を決定したところであります。

入学後も家庭、学校がそれぞれの役割を話し合い、子どもの状況を共有する中で、子どもにとってより良い教育環境がどうあるべきか、適時協議することとしております。

五点目は、平成19年度の学校給食費についてであります。2月27日に学校給食共同調理場運営委員会が開催され、一食あたり単価について、平成18年度の単価であります小学校200円、中学校235円の据え置きの答申がありましたので、これにより運営することを決定いたしましたところであります。

六点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月7日には、ういずにおいて、新成人110名の出席による、成人式が挙行されております。2月3日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、町民スケート大会が開催され、233名が出場し、大会新記録が7つ生まれております。同じく2月3日に、トレーニングセンターにおいて、町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、特別賞2名、特選7名、入選37名、奨励賞10名の方々に賞状をお渡しいたしました。

七点目は、図書を受贈であります。

標茶町図書館へ、久著呂地域会より、地域忘年会チャリティオークションの益金として、児童図書35冊、9万円相当の寄贈をいただきました。感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

議長（小野寺典男君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

町政執行方針

議長（小野寺典男君）日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

町長（池田裕二君）（登壇）平成19年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

昨年10月に、標茶町長という重責を担わせていただいてから、4か月が経ちました。日本は、かつてない財政危機と人口減少下での少子高齢化という問題に直面しております。

一方、世界的には急速な人口増加が続いており、限りある資源と食料の確保が現実問題化しつつあると同時に、急激な近代化の歪が、温暖化を始めとする、地球規模の環境問題という容で顕在化し、緊急な対応が迫られています。

また、目の前には本町の基幹産業である酪農業の存続ばかりでなく、地域崩壊を招きかねない日豪の経済連携協定（EPA）交渉という、大きな困難が立ちはだかっています。

今、標茶町を取り巻く状況は、厳しいものではありませんが、共に知恵を出し合い、汗

を流し合う「協働のまちづくり」という基本理念の下、真摯に未来を見つめ、その潜在力と可能性を信じて、この困難な時代に、正面から立ち向かい、課題解決に向けた取組を一步でも着実に進めることが、私の使命であると決意を新たにしています。

国の三位一体改革により、税源移譲が住民税に移行され、引き続き小規模自治体切り捨てとなる構造改革が押し進められている中で、国は、前年度当初比4.0%増の82兆9千億円となる一般会計予算を編成しています。

本町の平成17年度ベースの財政状況については、地方交付税などの依存財源の大幅な減少により、経常収支比率89.5%で前年比2.0%の減、公債費比率は18.6%で前年比2.3%の減、起債制限比率は11.7%で前年比0.7%の増、新たに町全体の公債費を対象とした実質公債費比率が18.4%となり、基準の18%を超えたことから、平成18年度に公債費負担適正化計画を策定しましたが、平成19年度には適正化する見通しであります。

また、歳入における自主財源の比率は、32.8%と、国等への依存度が極めて高く、主要財源の地方交付税は、本年度も減額が予想され、さらに、人口や面積を基本とした、新型交付税の導入など、不透明な状況にあります。

自主財源の軸であります町税は、税制の一大変革が行われ、所得税から個人住民税へと税源がシフトされますが、景気の低迷と相まって、その税収の伸びには不透明な要素もあります。本来、税負担に変動が生じないよう設計された制度であります。課税や徴収の仕組みの違いから、理解が難しい面もあり、適切な周知、広報活動を行い、納税者の皆さまのご理解をいただきながら、税収の確保に努めてまいります。

また、本年4月に発足する釧路・根室広域地方税滞納整理機構に、職員の派遣も含め参画し、構成町村の共通の懸案事項であります。滞納税額の圧縮に努めるとともに、税負担の公平性を確保する観点から、徴収事務に力を注いでまいります。

行財政改革につきましては、「集中改革プラン」として補強を行った、第2期行政改革実施計画に基づき、徹底した歳出抑制措置、行政サービスに応じた負担の適正化をご理解いただき、財政の健全化に努めてまいります。

また、あわせて簡素で効率的な行政組織の再構築を目指し、不断の見直しを行い、可能なところから実施してまいります。

このように、行財政課題は山積していますが、課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。

今年度新たに取り組む主要な施策といたしましては、一点目は、地域活性化対策として、新たな起業を支援する「GoGoチャレンジショップ支援事業」を開始します。

二点目は、安全・安心対策として、高規格救急車を更新します。

三点目は、教育対策として、標茶小学校体育館の改築に着手し、早期完成を目指します。

四点目は、少子化社会に向けた対策として、標茶町産牛乳で子育て支援を行う「子育て応援チケット事業」(仮称)を開始します。

五点目は、農業対策として、道営、公社営による草地整備事業に着手します。

以下、施策の概要について、標茶町第3期総合計画の施策の大綱に基づき申し述べたいと存じます。

「人と自然が共生する環境の創造」をめざして。

本町は、大変豊かな自然環境に恵まれ、その中で、町民の生活や生産が営まれる、自然と共生する町であり、引き続き、環境保全対策に、積極的に取り組んでまいります。

廃棄物処理につきましては、ゼロ・エミッションの思想を基軸とし、再資源化、減量化を促進しつつ、排出された廃棄物につきましても、適正に処理してまいります。

再資源化、減量化は、さらなる充実を目指し、生ゴミ処理機の購入助成を継続するとともに、町民の皆さんの、ご理解とご協力をいただきながら、従来の資源ゴミの分別に加え、「その他プラスチック」の資源化に試験着手いたします。

処理体制につきましては、昨年からの全町収集も軌道にのっており、焼却炉の運転とともに、安全かつ円滑な運営に努めてまいります。

また、ゴミのポイ捨て、不法投棄対策につきましては、「自然の番人宣言」に基づき、思想の普及と啓発を図り、各事業所等のさらなる理解を求め、趣旨賛同企業、団体の輪を広げてまいりますとともに、違法行為に対しては、厳しい姿勢で臨み対処してまいります。

「森と川の月間」の広範囲な取組により、環境保全が住民運動として定着、拡大してきており、本町の3つの河川である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の各流域の協議会を通じて、上下流域の広域的な連携を強化してまいります。

また、釧路川での自然体験活動等を、より一層推進するため、「水辺の楽校」登録を申請し、安全な水辺の整備を目指してまいります。

次に、秩序ある土地利用につきましては、本町の自然環境等を勘案した、適正な利用について検討していくとともに、町有地の効率利用を図ってまいります。

また、地籍調査事業につきましても、引き続き推進してまいります。

住居表示事業につきましては、標茶市街が一部を除き終了しましたので、各地域からの実施要望に対し、調査を検討してまいります。

住民サービスの向上、行政コスト削減を図るため、土地及び住民等に関わる情報を中心に利活用を行う統合型GISを導入し、本格的稼働、運用に向けスタートいたします。

「だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち」をめざして。

社会環境が目まぐるしく変化する中、課題解決のためには、総合的な対応が求められる今、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえ、既存の二計画に加え、新たに策定しました「標茶町障がい者保健福祉計画」を基に、施策を展開してまいります。

関連法に基づく各種事業の円滑な実施に意を配してまいります。やすらぎ園においては、マンパワーの向上を図りつつ、利用者の快適性、利便性に向け、居室内窓用カーテン及び送迎車両の更新を行います。

相談体制につきましては、職員一人ひとりが相談窓口としての自覚を持ち、直ぐできる

ことは速やかに行い、できないと思えることでも上や横に輪を広げた柔軟な発想で対応を行うとともに、小さな声、声なき声にも耳を傾ける姿勢、気組みをもってまいります。

健康のまちづくり。

保健医療につきましては、疾病の発生そのものを防止する一次予防の観点を強化し、健康なまちづくりを引き続き進めてまいります。

「おたっしゃプロジェクト」を継続実施し、運動指導者、保健推進委員を始めとする関係者の方々と連携した事業展開を図るとともに、食をテーマにした「ヘルスコンダクター養成事業」を実施し、さらなる効果を追及してまいります。

町立病院の運営につきましては、町民の命と健康を守る重要な使命を担う施設として、放射線技師の増員により、救急外来の対応の充実を図るなど、患者サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいりますとともに、受診される方の利便性を高めるため、院内の土足化を実施します。

次に、雇用の促進、勤労者福祉については、引き続き公共事業等の発注や、冬期間も含めた雇用対策事業の活用を図るとともに、季節労働者に対する保健対策についても、新たに検討してまいります。

また、職業病予防に努めるなど、安心して働ける環境づくりを推進してまいります。

快適に暮らせるまちづくりにつきましては、都市計画につきましては、「都市計画マスタープラン」を基本に、快適で安全に生活を送ることができる都市づくりを目指してまいります。

都市公園では、今後の公園のあり方、維持管理の方策等について、地域や関係者と協議連携を進め、子育て環境の向上や、高齢化社会における健康増進への寄与を図ってまいります。

鉄東地区区画整理事業は、今年度の宅地整備により工事完了を迎える運びとなり、残された換地処分業務の推進を図ってまいります。

住宅の整備につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、桜団地1棟8戸の建設を進めます。

建築行政につきましては、耐震化、悪徳リフォーム業者、アスベスト問題等、住宅や建築に関する相談に積極的に対応してまいります。

次に、上水道事業につきましては、多和配水池からの石綿配水管の敷設替えが、18年度で完了となりましたので、水源変更事業に着手してまいります。

下水道事業につきましては、平和地区の管渠整備を実施するとともに、市街地の道路改良工事と合わせた管渠の整備を進め、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいります。

また、塘路地区の下水道整備につきましては、平成19年度で管渠等の整備が終了しますので、水洗化の推進に努めてまいります。

広がりのあるまちづくり。

国道につきましては、地域高規格道路として、国道272号線の整備が進められておりますが、町内雷別地区の事業化を要望してまいります。

道道の整備につきましては、新開運橋が2月1日に開通を迎えることができましたが、引き続き、駅前交差点までの残区間についても、商工会や開運橋等駅前中央通整備促進協議会と連携し、早期完成を要望してまいります。

町道及び農道の整備につきましては、地域との協議を進めながら、効果的な改良舗装や整備を進めてまいります。特に課題となっておりました虹別ふ化場線、標茶中茶安別線の調査に着手いたします。

道路や河川の維持管理、災害時の対応や除雪体制につきましては、民間とのより効率的な任務分担を推進しながら、快適でより安全な生活が送れるよう、交通網の確保に努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスの運行につきましては、今後におきましても、地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら、バスの運行に努めてまいります。

JR釧網本線については、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」の運行など、観光面での利用促進を図り、路線の維持、確保に努めてまいります。

安全・安心な暮らしにつきまして、安全で安心して暮らせるまちづくりには、その機能の整備と「防災意識の高揚」を図ることが大切であります。

昨年は、大雨を想定した住民避難訓練と水防訓練、林野火災を想定した消火訓練など、町内会等と連携した防災総合訓練を実施してまいりましたが、本年6月には、大規模な「釧路川水防公開演習」が、本町で開催される運びとなりましたことから、これに併せ、住民の避難訓練等を実施してまいります。

本町は、過去15年において3回の大地震に見舞われており、計画的な建築物の対策等が必要なことから、「耐震改修促進計画」の策定に着手してまいります。

運動時や突然のアクシデントによる心室細動に早期の対応ができる除細動器(AED)を計画的に導入するとともに、消防と連携した使用講習を行ってまいります。

交通事故のない、安全で住みやすい「まち」にするために、運転者と歩行者の相互の理解とルール順守が第一であります。関係機関はもとより、学校や地域、職域の皆さんと密接に連携した交通安全思想の普及啓蒙を図るとともに、交通安全設備の整備改善に努めてまいります。

また、近年の消費者を取り巻く社会環境は、高齢者などを狙った訪問販売、架空請求や振り込め詐欺などの犯罪が多発している状況にあり、「標茶町消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用した情報提供と被害の未然防止に努めてまいります。

「クリーンで元気な産業の創造」をめざして。

本町の基幹産業であります酪農につきましては、減産目標下において16万2千トン、前年比4パーセント減の生乳生産量となりました。

消費においても、各方面の懸命の努力を続けましたが、需給環境を好転させるには至

らず、2年連続となる減産目標が設定されました。

また、飼料用トウモロコシなどの輸入価格高騰による経営環境の悪化に加え、前述のように、昨年末には、オーストラリアとのEPA締結に向けた交渉入りが決定され、酪農家の生産意欲に不安を投げかけています。

こういった状況の中で、今年度においては、道営事業1地区、公社営事業2地区の草地整備等に着手し、良質な自給飼料の安定的確保を図ります。

また、農地の集団化に向け、昨年着手した中虹別地区交換分合事業については、受益者を始めとする地元関係者とともに円滑な実施を図り、他地区での事業展開も推進してまいります。

「中山間地域直接支払制度」につきましては、中山間地域の多面的機能を維持・増進する自律的かつ継続的な農業生産活動等を推進する取組が、積極的に展開されておりますので、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、生活全般のルールづくりにより、経営の向上とゆとりある生活を目指す家族経営協定につきましても、関係機関とともに一層の推進を図ってまいります。

なお、農業振興地域整備計画につきましては、時代の要請等も踏まえ、必要な見直しを行うために、今年度導入しますGISを活用し取組でまいります。

今、求められているのは、消費者との信頼関係に基づく生産であり、地域特性を生かした国際化にも対応できる、足腰の強い酪農・畜産経営を確立することを目指すとともに、農業の持つ多面的機能の発揮や、家畜ふん尿の適正処理や利活用による環境保全型畜産への転換を目指してまいります。オーストラリアとのEPA締結交渉の行方によっては、酪農・畜産業ばかりか、本町経済全体にも重大な悪影響を及ぼすことが懸念されており、将来に禍根を残すことのないよう、出来得る限りの取組を行ってまいります。

標茶町育成牧場につきましては、これまでも個別経営の育成部門の一翼を担い、モデル的实施の哺育事業も高い評価を受けており、仔牛育成技術の一層の向上を図るとともに、今年度着手の道営事業により、草地・施設整備を実施してまいります。

次に、林業をとりまく状況は、輸入資源の減少などにより、木材価格は上昇傾向にあります。資源供給による森林の荒廃が懸念されるところですが、森林機能を再評価する機運の高まりとともに、地球温暖化抑止に向け、森林整備により、二酸化炭素吸収量を増やすことが求められていることから、着実な森林経営が必要です。

本町における森林整備につきましては、「水土保全林」と「資源循環利用林」、それぞれに応じた望ましい姿を目指す育成復層林施業の拡大や、人工林の保育・保護事業等を着実に実施するとともに、林道等の維持整備や治山につきましても、適切な事業導入を検討してまいります。

「森林整備地域活動支援交付金」制度につきましては、第2期に合わせ制度の変更が行われますが、適切な森林管理を図るため、引き続き支援を行ってまいります。

次に、漁業の振興につきましては、塘路湖、シラルト口沼の環境保全に努めるととも

に、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。

次に、魅力ある商業の育成であります。景気全般の低迷、他商圏への消費流出や消費抑制が、特に小規模商業者に大きく関わっておりますが、町商工会と密接な連携を図りながら、商業環境づくりや新たな起業家の出現促進へ支援を行い、経営資金の需要に対応するため、中小企業振興融資事業の貸付枠の拡充を図ってまいります。

また、地域内循環率の向上を図る商店共通商品券の利用促進を支援するとともに、広報しべちゃ5月号からは、低価な料金による有料広告の掲載を受け付けし、商行為の活性化を応援してまいります。

次に、魅力ある観光の推進につきましては、シラルトロ湖キャンプ場と「憩の家かや沼」との一体的連携を図り、滞在施設として、積極的にPRしてまいります。

また、これまで整備してまいりました自然観察や体験施設としての機能を生かし、湿原観光の目玉である夏の「ノロッコ号」、冬の「SL冬の湿原号」などと連動した魅力ある体験・滞在型の情報発信に努めてまいります。

「創造性豊かな標茶人を育むまち」をめざして。

全国的に少子化が進む中、本町にとっても将来を見据えた子育て支援、子育て環境等の向上は重要、かつ、緊急な課題として取り組むべきものであります。

「子育ての引継ぎ」として行っております保育園、幼稚園と小学校との連携につきましては、さらに強化してまいります。

子育て支援体制につきましては、様々な悩み、疑問等に対応すべく、子育て支援センターを中心に、保育園や子ども発達支援センター、児童館、学童保育等が密接に連携し、機能し合う体制を強化してまいります。

その一環として、子育て相談活動や、サークルの支援を行うとともに、特別支援教育をサポートすべく、体制の強化を図ります。

また、障害を持つ子どもたちの学童保育については、安全性を確保した体制を整えるなど、実施に向けた検討を行ってまいります。

豊かな人材のまちづくり。

「地域文化振興基金」などを活用した、地域づくりリーダーの養成と併せ、町民のライフステージによる学習意欲に応えてまいります。

スポーツ団体を中心とした合宿滞在につきましては、町内への経済効果はもとより、児童・生徒への技術指導や、アスリートとの交流によるスキル向上等が図られ、本町の活性化に大きく貢献をしております。

引き続き、合宿誘致等推進員と連携した誘致拡大を図るとともに、文化団体の誘致につきましても、取組について積極的に検討してまいります。

また、都市との交流や定住促進を推進するため、土地・家屋の情報や標茶町の情報を、ホームページを通じ提供、発信してまいります。

標茶高等学校は、後継者育成や加工品製造など、本町にとって貴重な財産であります。

これからも地域貢献活動を支援していくとともに、地域との結びつきをより深める施設等の有効的な活用方法を協議打診してまいります。

「共に創るまちづくり」をめざして。

標茶町まちづくり推進委員会につきましては、「協働のまちづくり」の牽引役として引き続き第2期を設置し、「まちづくり町民講座」につきましても、定期的を開催し、情報の共有化を図ってまいります。

また、町、農協、商工会の三者による地域連携懇談会も、昨年より定期的を開催しており、課題の共有と連携の強化を図るとともに、標茶ブランドの創造に向けてのプロジェクトチームを早急に立ち上げ、具体化を目指した議論、検討を加速させてまいります。

離農が進むことにより、地域コミュニティの活動の希薄が懸念されておりますが、協働のまちづくりの担い手として、自主的な地域づくり、町内会地域会の活動は不可欠であります。各制度の効率的運用を図りながら、コミュニティ活動を基盤とした地域づくりに努めてまいります。

本町の行政改革の取組につきましては、第2期行政改革実施計画の中間見直しを行い、「集中改革プラン」として補強いたしました。この推進につきましては、引き続き町民各位のご理解ご協力をお願いするところであります。

国主導による市町村合併につきましては、合併新法下による道の合併構想が出されましたが、当面は管内市町村との広域行政、広域連携を研究検討するとともに、道が推進する道州制による事務権限の移譲や、支庁制度改革等の動向をとらえながら、今後の自律した基礎自治体のあるべき姿を、議会をはじめ、多くの町民の皆さんと議論を重ね追求してまいります。

以上、平成19年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

時代の大きな変化に直面しておりますが、さまざまな可能性を秘めているこの標茶町に、町民の皆さまが健康で安心して、いきいきと暮らせる、「住んでいて本当に良かった。」「これからも住み続けていたい。」と思えるまちづくりを進めるため、全力で取り組んでまいります。

町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

教育行政方針

議長（小野寺典男君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成19年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力を、お願いする次第であります。

はじめに、標茶町の教育は、変化の激しい社会の中で、活力と潤いのある「標茶の未来」をつくるため、確かな見通しをもって、主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな

人間の育成を目指してまいります。

この、教育の目標を達成するため、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人一人の個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、今こそ、教育の大きな転換期であるという認識にたち、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応しながら、諸施策を展開します。

そのために、学校、家庭、地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる、教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

一つ目に、学校教育の充実についてであります。

実施6年目を迎える現行学習指導要領のねらいは、子ども一人一人に「確かな学力、知」、「豊かな心、徳」、「健康及び体力、体」をバランスよく身につけさせることにあります。

学校教育においては、小学校と中学校が互いに連携し、9年間を見通した義務教育の目的を果たすために、校長の強いリーダーシップと確かな教育理念のもと、子どもや地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、更なる充実を図ってまいります。

また、保護者や地域の信頼に応える魅力ある学校づくりを積極的に推進するため、以下、学校教育の施策について、七点にわたって申し上げます。

最初に、信頼される学校づくりの推進であります。

学校が、家庭や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校が自らの教育責任を果たすことが重要です。

以下、そのための方策について申し上げます。

一点目は、「開かれた学校づくり」についてであります。

開かれた学校の推進は、教育活動の一層の理解を図るとともに、学校教育の改善・充実や地域との連携を図る上で大変重要であります。具体的には、地域の方々にも直接授業や学校行事を参観していただく機会を設けるなど、学校に対する保護者や地域の理解を一層図るとともに、保護者や地域の方々を外部講師として招聘するなど、「地域の学校」としての教育活動を推進してまいります。

また、今後も学校は、計画、実行、評価、改善というサイクルを大切にしながら、自らの役割や取組を点検、改善するとともに、保護者や地域からも意見、評価をいただくなど、今後も、結果の公表や情報提供に努めてまいります。とりわけ、学校評議員制度の導入校においては、制度の趣旨を十分生かし、開かれた学校づくりを一層推進いたします。

二点目は、「教員の資質向上」についてであります。

教育公務員としての服務意識はもちろんのこと、一人一人が強い使命感や高い専門性を持ち、課題に的確に対応できる、資質や能力を有する教職員が求められていることから、教職員が地域の期待に応え、意欲をもって教育活動に取組めるよう、支援してまいります。

そのためには、指導室の訪問や情報提供などを通して、校内研修を支援するとともに、各種研修会や講座への積極的な参加に努め、教員がより広い視野・視点から自己研鑽を深

められるよう支援してまいります。

また、平成19年度も2校を研究校に指定し、教員の実践的な指導力の向上に努めてまいります。

次に、確かな学力の育成であります。

学習指導要領のねらいが実現されるよう、自ら学び自ら考える子どもを育成することは、学校教育の責務であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

一点目は、基礎的、基本的な学習内容の定着についてであります。

平成19年度に実施される全国学力・学習状況調査に積極的に参加し、その結果を今後の指導改善に生かしてまいります。

また、各教科の指導にあたっては、指導時数の確保はもとより、学習評価の工夫を通して指導に生かすとともに、少人数指導やチームティーチング、あるいは発展的な学習や補充的な学習など、一人一人の子どもに応じたきめ細かな指導を推進してまいります。

二点目は、基本的な生活習慣及び学習習慣の確立についてであります。

食生活を含めた生活及び学習習慣の確立には、家庭の役割が極めて大きいことから、今後も保護者懇談会や通信等を通して、家庭への啓発を積極的に進め、家庭教育力の向上に努めてまいります。

また、生活及び学習習慣と密接に関連する「学ぶ意欲」の向上を図ることは大変重要であります。教師が十分な教材研究や、教材開発ができる環境を整えるとともに、子どもが学ぶ目当てを持てるよう、問題解決的な学習や体験的な学習を積極的に支援してまいります。

三点目は、今日的な教育課題への対応であります。

国際化に対応した国際理解教育につきましては、引き続き中学校だけでなく、小学校にも外国語指導助手を派遣し、豊かな国際感覚の涵養に努めてまいります。

また、フリーターや、いわゆるニートが大きな社会問題となっている中、社会人・職業人として自立していくことができるようにする、キャリア教育の推進が強く求められています。平成19年度も、文部科学省の「キャリア教育実践プロジェクト」事業の指定を受け、中学校で1ないし2校でキャリア教育を推進するとともに、進路指導の充実を目指してまいります。

さらに、食育につきましては、食育基本法の制定を受け、全体計画の整備・充実を図るとともに、学校給食調理場の栄養士と協力しながら推進してまいります。

三番目は、豊かな心の育成であります。子どもが道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力の伸長を図るため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全般を通して、道徳教育の充実に努めてまいります。

また、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの豊かな体験活動及び豊かな心を育てる読書活動を推進し、子どもたちの道徳性を育ててまいります。

また、近年、いじめや不登校などが社会的な問題となり、円滑な人間関係を築けない子どもたちの姿が浮き彫りになる中、こうした子どもの心の問題に適切に対応することが求められています。そのために、各学校の実態に合わせた取組を一層充実させるとともに、これまでの「1校1運動」の取組を、引き続き推進してまいります。

また、新規事業として社会教育における、家庭教育事業と連携した「親学」講座の開設、さらにはカウンセリング研修会を開催し、その未然防止を基本に、子どもに対する十分な理解と信頼関係の醸成に努め、一人一人に応じた適切な指導の充実を図ります。

なお、「心の教育相談員」につきましては、継続して5学級以上の中学校において実施してまいります。

四番目は、健康安全教育であります。

健康指導面では、学校保健法が定める検診の実施はもとより、遊びを取り入れた体力づくりを工夫するとともに、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、警察と連携した薬物乱用防止教室などを実施し、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携のうえ、計画的に実施し、交通事故や、校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心に「学校安全マップ、通学路安全マップ」の整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めます。

また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に、子どもたちが退避行動のできるように、引き続き指導を徹底してまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校・家庭・地域との連携を図りながら、食育推進の一翼を担ってまいります。

また、調理場の徹底した衛生管理、食器の更新、食材の厳選、できる限りの地場産品利用、栄養バランスのとれた献立など、安全、安心のできる学校給食の充実に向けて努めてまいります。

五番目は、特別支援教育 であります。これまでの特殊教育は、特別支援教育として大きく転換することとなり、学習障害・LD、注意欠陥/多動性障害・ADHD、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに合わせた、必要な支援を行うことが求められています。

そのため、全校体制のもとで行われる特別支援教育の推進には、すべての教員がその専門性を身につける必要があり、校内においては引き続き特別支援教育に関する研修を推進するとともに、コーディネーターの資質向上を図るため、養成研修への積極的な派遣及び校内体制の充実に向けて支援してまいります。

また、標茶町就学指導委員会を含めた組織のあり方を検討し、本町における特別支援教育が円滑に推進できるよう環境を整えてまいります。

六番目は、幼稚園教育 であります。幼児教育は、学校教育の一環としての特性を踏まえつつ、学校、家庭、地域との連携を図りながら心豊かでたくましく生きる力の基礎を

培ってまいります。

また、保育所との連携を深め、就学前の幼児教育体制を確立するとともに、幼保一元化については、今年度、保護者、関係者等へアンケートなど実施し、その意向を十分に把握しながら、関係部局と協議し、具体的な方向性を出すように努めてまいります。

七番目は、教育環境の整備であります。

学校・学級の適正規模化につきましては、教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場にたった編成が求められており、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒への教育環境が充実するよう努めてまいります。

今日、社会問題となっている児童生徒の安全確保につきましては、これまでも危機管理マニュアルにより、登下校や校内外時などにおける対策に努めてきたところであり、さらに、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただきながら、地域全体で児童生徒の安全確保が図られてきており、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

また、スクールバス運行につきましては、関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。

学校施設等整備につきましては、懸案事項でありました標茶小学校体育館の改築が今年度、防音対策として講堂建設に着手いたします。

また、耐震調査を実施した学校施設の結果をもとに、学校再編の動向を見極めつつ、整備計画を町長部局と協議しながら検討してまいります。また、改修や修繕工事等については、学校教育施設整備基金により行い、日常的には営繕担当で対処してまいります。

学校環境衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、各学校の実態に応じて、適切かつ、効果的な活用を図るとともに、引き続き取組を進めてまいります。

次に、社会教育の充実 であります。

本年度は、標茶町社会教育第5次中期計画の最終年次であり、過去4年間の取組の成果と反省に基づき、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

さらに、第6次中期計画策定の年度であり、社会教育委員を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、真に社会教育活動の指針となるような計画を策定いたします。

最初に、生涯学習の推進であります。平成4年に出された生涯学習審議会の答申では、「生涯学習社会とは人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」と規定しております。

しかし、生涯学習の基本理念である、自己教育力の涵養の重視が課題となり、平成16年に出された中央教育審議会生涯学習分科会の中間経過の報告では、「個人の需用」と「社会の要請」のバランスが重要視されております。その実現には、町民が生涯にわたって学びつづけることが可能な施策の展開と、地域課題を含む、町民の学習課題が学習要求に高

められるための教育作用の充実が求められております。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、各部局、関係機関等との連携を強化し、より住民の主体性が発揮される、学習機会の創造に努めてまいります。

さらに、その学習の成果が住民による実践というかたちで、地域づくりに還元されるよう努めてまいります。

なお、公民館の運営にあたりましては、館長の地域化、非常勤化について、具現化に努めてまいります。

次に、家庭教育への支援であります。

乳幼児期は、基礎的な生活習慣がほぼ完成する時期であり、少子化、核家族化が進むなかで、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援していく体制の構築に努めます。具体的には、釧路短期大学との連携により、主として中高年者がその知識と経験を子育て支援に生かすことができるよう、保育園及び子育て支援センターとの連携を図ってまいります。

三番目は、青少年教育の充実であります。

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり、全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも、各機関、団体等と協力し、青少年の健全育成に努めてまいります。

標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その役割の明確化について協議します。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等により、自主性・自発性を養うため、より効果的な学習プログラムの開発と活用に努めてまいります。

また、少年の遊びを含めた体験活動を促進するために、中高年者を中心に、支援者、指導者の確保に努力してまいります。

標茶町子ども会育成連絡協議会につきましては、地域の教育力を強化する観点で、組織のあり方について協議します。

青年の活動につきましては、既存青年団体との連携を模索し、青年や青年団体が社会的役割を果たすために必要な、学習機会の確保とリーダーの養成に努めてまいります。

一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化、スポーツ、地域のイベント等に対して、自主的に参画できるよう支援してまいります。

四番目は、成人教育の充実であります。

成人の活動につきましては、公民館等において、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、地域課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き、現代的課題の解決を含めた学習機会を充実させ、学習者自身が自主的に学習機会を創造していくための支援に努めてまいります。

さらに、釧路短期大学との連携により、すすめられている生涯学習講座につきましては、今までの成果と反省のうえにたって、一層の内容充実に努め、他の高等教育機関の機能とともに積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

五番目は、女性教育の充実であります。

女性の社会活動や学習活動につきましては、女性のつどいや男女共同参画研修会など目覚ましい活動を展開しております。

また、各種事業の実行委員や審議会委員等として、積極的にまちづくりに参加しております。社会教育として、なお一層、あらゆる分野で女性が参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、増大する学習要求に対応するため、各種研修の機会をつくり、各单位団体での新たな人材の発掘と資質向上、実践力のあるリーダーの養成に努めてまいります。

六番目は、高齢者教育の充実であります。

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力の獲得や、自立するうえで非常に重要であります。

しかし、高齢者を受身の存在としてだけ捉えることなく、文化・習慣・技術の伝承者として、尊敬され、その知識や能力が地域社会に還元されることが必要です。今後とも、高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努めてまいります。

七番目は、スポーツの振興であります。

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しむことによって、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びなどがもたらされ、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病予防など、健康の保持増進に資することが重要であります。

スポーツ施設の管理運営にあたっては、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用がはかれるよう、体育関係団体との協議を重ねながら、柔軟な管理運営を目指してまいります。

地域住民のニーズを踏まえたスポーツの振興と健康づくりの推進役として期待される、体育指導員については、その任務をより明確にし、活躍しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療の連携強化のもと、健康づくり運動指導員を軸に、健康づくり教室等の取組を強化してまいります。

また、スポーツ合宿で本町を訪れる学生や社会人の協力によるスポーツ教室を開催し、競技力の向上に努めます。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツや、レクリエーションの普及に努めます。

八番目は、文化・芸術・芸能の振興であります。

本町は6つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭等は年々レベルが向上し、内容も豊かになってきております。

さらに、住民の自主的な企画・運営によって、コンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持・発展させるために、指導者や公演団体等の情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的な文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

九番目は、文化財の保護と活用であります。

標茶町は2つの国立公園を有し、特に、釧路湿原国立公園にあっては、本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では、絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

さらに、全道有数の埋蔵文化財の包蔵地を抱えており、石刃鏃文化を始めとして、多くの考古資料が全国的に注目されております。これら文化財の保護・活用施策を積極的に進めるために、特に、町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

十番目は、図書館の活動であります。

図書館は、町民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした生涯学習の拠点施設の一つです。

人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、資料提供、全域奉仕、児童奉仕の3点を重点項目として、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、全町民が図書利用の機会を得られるように、移動図書館車の運行や各地域文庫、職場文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を構築してまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において、読書の重要性が見直されてきております。乳幼児・児童奉仕については、引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇などの子ども行事、また乳児検診時の読み聞かせや読書相談などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では、中高年齢層の利用が増加し、さらに学校での総合学習の実施など、参考資料の充実を求める声が高まっています。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会の開催など、各世代の学習意欲を喚起する資料の提供、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

十一番目は、郷土館の活動であります。

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」、「公開と展示」、「普及と教育」、「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための個々の学習要求と、

近年、増加傾向にある町内の各学校の体験学習に対応することで、児童生徒はもちろん、多くの人々にその学習の機会と場を提供するよう努めてまいります。

それぞれの機能のうち、主な事業としては、自然展示室の展示替えの着手、移動展の継続と施設内ミニ企画展の実施、歴史・自然、それぞれの講座の開設、最終年になるウライヤ遺跡発掘調査などに取り組みます。

さらに、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成19年度の教育行政方針につきまして、申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

議長（小野寺典男君） 以上で、施政方針を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午後11時14分

議案第84号

議長（小野寺典男君） 日程第5。議案第84号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・平川君。

総務委員会委員長（平川昌昭君）（登壇） 議案第84号 標茶町生活安全条例の委員会報告をします。

平成18年第4回定例会におきまして、委員会に付託を受けました、議案第84号、標茶町生活安全条例の審査は、去る2月7日委員会を開催し、説明員として総務課長出席のもと、審査を行ったところであります。

審査の経過につきましては、報告書記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

なお、本条例案は、提案趣旨にもありましたように、近年の悲惨な事件を契機に、地域社会の安全が行政、町民及び関係機関等が協力して、その役割を果たすことであり、その趣旨は前文に記載されているとおりであります。

さらに、本条例案では条例制定の趣旨に則り、前文でうたわれておりますが、安全なまちづくりともいえる条例案ともなっております。

委員会の審査は、前文から附則までの逐条質疑と総括質疑行い、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第84号、標茶町生活安全条例の委員会報告をし、よろしくご審議のほどお

願いたいします。

議長（小野寺典男君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑ないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論はないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
議案第84号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第84号は、原案可決されました。

厚生文教委員会所管事務調査報告

議長（小野寺典男君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
厚生文教委員会委員長・鈴木君。

厚生文教委員会委員長（鈴木裕美君）（登壇） 厚生文教委員会より、所管事務調査について、ご報告を申し上げます。

本委員会は、所管の事務調査を終了したので、標茶町会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事件、廃棄物処理施設について。調査日時、平成19年2月8日。調査場所、標茶町役場議員室。出席者につきましては、割愛をさせていただきます。

調査の経過、廃棄物・資源物等の排出状況と課題、施設の運転状況、最終処分場の状況、広域処理等の今後の見通し等について、説明員より資料に基づき説明を受けた。

調査結果、焼却施設の状況は、平成7年度から稼働をし、平成14年に約3億3千万円をかけダイオキシン対策を実施し、現在も安定した数値を示している状況である。

しかし、長年にわたる焼却炉の使用による損耗により、3年位前より故障が増えてきており、小規模改修のほかに焼却炉の下段・中段の側面改修を行った。

施設運営上の課題としては、資源ごみの分別により焼却ごみ中の生ごみの比率が高くなっており、攪拌・排水を行い、燃焼効率を上げるようにしている。

燃焼炉の延命や、排出ガスの抑制のためにも、生ごみ及びプラスチック類の排出量の

減量が重点課題であるが、平成19年度から試験的に、その他プラスチック類の資源化に取り組むこととしているので、焼却量が軽減されると考えられる。

また、焼却炉の寿命は未来永劫ではなく、経年変化や損耗等の影響はあるが、当面は約10年間の稼働を目標としている。焼却炉の更新については、資金面や補助金制度等を考えた場合、本町単独での設置は困難と認識をしております。

埋め立て最終処分場については、焼却施設と同様に平成7年から稼働しているが、平成16年から処分場に排出された都度鉄くずを回収し資源化しており、今後約20年間は埋め立て可能な状況である。

さらに、今後の課題である広域処理の動向については、平成17年度に、釧路支庁管内で単独処理をしている標茶町、弟子屈町、厚岸町、浜中町の焼却炉の状況等を専門機関に調査委託し、既にそれぞれの状況が確認されており、4町が実情を把握しながら検討を始めているとの報告を受け調査を終了いたしました。

以上です。

議長（小野寺典男君） これより委員長に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑はないもの認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

産業建設委員会所管事務調査報告

議長（小野寺典男君） 日程第7。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・大島君。

産業建設委員会委員長（大島益美君）（登壇） 本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町会議規則第75条の規定により報告します。

平成19年2月14日、平成19年2月21日の二日間、二点について調査をいたしました。その結果をご報告いたします。出席者等についてはお目通しをいただきたいと思います。

調査の経過及び所管であります。酪農及び肉用牛生産近代化計画についてであります。

農林課長から「標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画」について説明を受け、その後、質疑等を行い、調査を終了いたしました。

説明の主な内容であります。酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の目的及び平成17年3月30日に公表された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」と都道府県計画、市町村計画で定める事項、集約酪農地域の政策と歴史的経過及び標茶町における酪農・肉用牛生産近代化計画について説明を受け、本町の第5次計画では、平成17

年～27年までの10年間の期間で、標茶町の最大の利点である、広大な土地を活用した草地型農業を目指し、目標頭数38,400頭、目標乳量は19万トンを計画しているとの説明を受けたところであります。主な質疑の内容につきましては、省略をいたします。

次に、農業集落排水事業の維持管理についてであります。

調査の経過であります。虹別地区農業集落排水処理施設において、山口水道課長から「下水汚泥処理と酵素資材を使った汚泥減量化」について説明を受け、その後、処理水槽の視察を行い、実際に酵素資材を使って処理している汚泥分解槽の状況について説明を受け調査を終了いたしました。

説明の内容については、お目通しをいただきたいと思います。

これで、産建の経過報告といたします。

議長（小野寺典男君） これより委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑はないもの認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休会の宣告

議長（小野寺典男君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月7日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、明日3月7日は、休会することに決定いたしました。

延会の宣告

議長（小野寺典男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午前11時26分延会）

平成19年第1回定例町議会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 小野寺 典 男

署名議員 8番 大 島 益 美

署名議員 10番 川 村 多美男

署名議員 11番 黒 沼 俊 幸

平成19年第1回定例町議会会議録

平成19年標茶町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

平成19年3月9日(金曜日) 午前10時03分開議

- 第 1 議案第17号 平成19年度標茶町一般会計予算
議案第18号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第19号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第20号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算
議案第21号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
議案第22号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第23号 平成19年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算

出席議員(16名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 3番 末柄 薫 君 | 4番 豊田 實 君 |
| 5番 越善 徹 君 | 6番 鈴木 裕美 君 |
| 7番 平川 昌昭 君 | 8番 大島 益美 君 |
| 9番 田中 進 君 | 10番 川村 多美男 君 |
| 11番 黒沼 俊幸 君 | 12番 高橋 紀久男 君 |
| 13番 伊藤 淳一 君 | 14番 菊地 誠道 君 |
| 15番 深見 迪 君 | 16番 高野 千鶴子 君 |
| 17番 館田 賢治 君 | 18番 小野寺 典男 君 |

欠席議員(2名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新田 重雄 君 | 2番 三好 英雄 君 |
|------------|------------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 助 役 | 及川 直彦 君 |
| 総務課長 | 玉手 美男 君 |
| 企画財政課長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 税務課長 | 中居 茂 君 |
| 管理課長 | 今 敏明 君 |
| 農林課長 | 牛崎 康人 君 |
| 商工観光課長 | 佐藤 啓一 君 |

平成19年第1回定例町議会会議録

建設課長	井上	栄	君
水道課長	山口	登	君
育成牧場長	表	武之	君
病院事務長	蛭田	和雄	君
やすらぎ園長	臼井	好和	君
教育長	吉原	平	君
教育管理課長	島田	哲男	君
社会教育課長	藤岡	克己	君
農委事務局長	牛崎	康人	君（農林課長兼務）

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾	昌之	君
議事係長	中島	吾朗	君

(議長 小野寺典男君議長席に着く。)

開議の宣告

議長(小野寺典男君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席2名であります。

(午前10時03分開議)

議案第17号ないし議案第24号

議長(小野寺典男君) 日程第1。議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

助役・及川君。

助役(及川直彦君)(登壇) それでは、議案第17号から第24号までの平成19年度各会計予算について、その概要をご説明いたします。

平成19年度国の予算の動向、あるいは地方財政計画とあわせて、町の新年度予算の編成方針につきましては、議会開会当初、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思っております。

なお、ご案内のように、国の三位一体改革に伴う財政改革や交付税算定基準の見直しによる交付税の減少等によりまして、引き続き厳しい財政環境の中での予算編成でございましたが、持続可能な財政構造の構築のために、財源調整だけではなく、歳出削減も含め努力してきたところでございます。

当面、人件費や経常経費の削減に加え、約258の事務・事業予算につきまして、行政評価を実施し、補助金等につきましても精査をいたしまして、削減処置を講じると共に、効率的で簡素な行政運営の実現に配慮してきたところであります。

また、第2期行政改革実施計画に基づく改革につきましては、国の指導に基づきまして、平成17年から21年を「集中改革プラン」として補強いたしまして、引き続き鋭意努力をいたして、順次実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、平成19年度予算に係わっての特徴的な状況についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。自主財源の軸をなします町税につきましては、長引く経済不況や雇用情勢悪化の影響等によりまして、課税客体総体が落ち込んでおりますが、所得税からの税源移譲と定率減税廃止によりまして、前年対比で4,720万3千円、14.6%と大きく増加し、一方、地方交付税等につきましては、平成19年度地方財政計画におきましても、昨年に引き続き、臨時財政対策債を含め減額が示され、その減少額は、交付税額の一番多かった平成11年度に比較して、18億5,212万8千円、29.2%の減で、前年度に比較しても2億3,232万4千円減の44億8,990万円と見込まざるをえなかったところで

ありまして、そのうち、42億9,568万9千円を当初予算で計上したところでございます。

また、所得譲与税6,827万3千円は、税源移譲によりまして、全額減となり、地方特例交付金も896万円の減、減税補てん債950万円も廃止となりまして大きく減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながらも、経常経費につきましても、経費節減に努め、これまでに引き続き、さらに、不要、不急のものの精査を行い、削減に努力し、人件費につきましても、前年度に比較し、統一地方選挙、参議院議員選挙人件費を除きますと1,237万4千円を削減しながら、財政の健全性の確保に留意しつつ、一方、子育て支援や商店街活性化、農業対策、教育対策等を重点的に取り組むよう努力したところでございます。

こうした状況の中で、極めて厳しい財政調整を余儀なくされたところでございまして、景気の動向等を注視し、自主財源の的確な補足に努め、各種事業遂行のために、財政調整基金4億3千万円、備荒資金4億9千万円を支消すると共に、特定目的基金300万円を繰り替え運用いたすこととしまして、収支を整えたところであります。実質収支不足は基金等への積立分を除きますと、3億7,694万2千円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、あるいは、内容の積み上げに時間の要するもの等々につきましても、追って財源の確定次第、補正措置をすることといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましても、93億4,600万円といたしました。前年度当初比では1億5,100万円、1.6%の増でありまして、12月末予算と比較いたしますと9,328万8千円、1.0%の減となっております。

主な経費項目における予算額の対前年比では、経常経費では、基金積立や選挙費等の特別事情を除き4,350万8千円の増であります。内容は、児童手当の拡充で1,850万円、ゴミの全町収集による増加分で1,450万円、スクールバス弥栄線の増便で400万円、更には燃料費高騰等で650万円の増によるものでございます。

他会計繰出金で5,883万2千円の減、公債費で2,422万2千円の減、人件費では674万6千円の増ですが、先ほども説明しましたように、選挙費に係る費用が含まれておりますことから、これらを除きますと1,237万4千円の減となっております。

ソフト事業費で434万円の増となりまして、普通建設事業費では、新規事業として標茶小学校講堂防音工事で2億9,571万3千円、道営草地整備事業公共牧場中核型で4,500万円、地方特定道路整備虹別ふ化場線他2路線で5,300万円、桜団地町営住宅建設事業で1億4,790万6千円等が新規で増となりまして、一方、完了した道路、農道、河川事業等に係る事業費が減少しましたことから7,519万5千円、6.3%の減となったところでございます。

また、新規では、ただいまの説明以外に、振興施設整備資金助成金324万円、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金381万2千円、固定資産税評価替事業805万6千円、障がい者地域活動支援センター運営事業605万円、子育て応援チケット事業100万円、火葬場補修整備100万円、冬季雇用対策健康づくり事業50万円、ときわパークゴルフ場施設整備230万

円、障害者各種支援事業738万8千円、GoGoチャレンジショップ支援事業220万円、標茶消防署高規格救急車整備3,473万5千円、AED自動体外除細動器導入38万4千円、いじめ対策10万円等を計上しております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、前年当初比8.0%増の13億1,482万6千円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが4,670人でございます。医療費の見込みは総額、10億555万円であります。若人の1人当たりの医療費につきましては22万円、3歳未満の1人当たり医療費につきましては25万円、前期高齢者の1人当たり医療費につきましては55万円、退職者等の1人当たり医療費につきましては40万円、退職者前期高齢者で60万円と推計いたしまして、保険者負担額では7億4,657万5千円を見込んでおります。

それから、国保の老人分につきましては、1億8,000万円の医療費拠出金を見込んで積算しております。国保事業の運営につきましては、税が基本でございますが、保険税につきましては4億3,210万円を見込ませていただき、一般会計から7,652万6千円の義務的繰り入れを行うことで会計の維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額8億6,900万円で、前年度比13.3%の減であります。塘路地区において、特定環境保全公共下水道事業として、この3月から一部共用開始となりますが、処理場外構工事、埋蔵文化財発掘調査及び汚水管渠延長2,640m、面積で10.3haの整備を進めるため2億6,590万円を計上すると共に、標茶市街地において汚水・雨水管渠延長850m、面積で6.8haの整備をするため9,903万5千円を計上した他、施設の適正な維持管理を行うこととしております。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備中のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業の運営のために一般会計から、2億9,531万3千円を繰り入れをし、収支のバランスを図ったところでございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、予算額8億5,730万1千円で、前年度比12.7%の減でありまして、積算の基礎であります。老人の受給者の見込みが1,207人で、1人当たりの医療費を70万7千円と見込み、医療費総額につきましては8億5,384万9千円と見込んだところであります。

財源につきましては、基金からの交付金、4億4,267万3千円が主流であります。一般会計から6,913万円の繰り入れを行って、費用の支弁を行うこととしています。

次に、土地区画整理事業特別会計でございますが、予算額2億4,810万円で、前年度比43.8%の減であります。今年度は、宅地整地工事0.9ha、換地設計、換地処分業務委託等の事業を行うこととしており、財源は保留地処分金や換地精算金のほか、一般会計から2億2,281万円を繰り入れし、事業執行に支障のないようにしたところでございます。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、保険事業勘定で6億1,490万8千円、サービス事業勘定で4億9,179万7千円、総体予算額11億670万5千円で、前年当初比2.6%の増であります。

サービス事業勘定の内容としては、訪問介護事業費1,393万8千円、短期入所生活介護費1,738万4千円、介護老人福祉施設費3億7,362万9千円、居宅介護支援事業費2,296万8千円、介護予防支援事業費が148万8千円となっておりまして、今年度はやすらぎ園において送迎用車両整備で224万円、居室窓カーテン整備費で263万9千円の実施を予定し、一般会計からの繰出金は、1億6,125万5千円を見込んでおります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でございますが、その業務予定量を年間入院患者数1万7,934人、1日平均49人、年間外来患者数4万1,480人、1日平均170人を見込みまして、収益的収支で10億6,811万6千円、資本的収支のうち支出で8,539万2千円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分2億9,910万9千円と補助分1億3,148万1千円の合計4億3,059万円の繰り入れを行い、収支を支えたところであります。

なお、今年度は、救急外来診断充実ため、X線技師1名の増員を図ると共に、院内の土足化を実施するための経費を計上しております。

また、生体情報モニター920万円、自動小型散剤分包器250千円、電動自動索引器220万円等の購入を予定しております。

次に、上水道事業会計でございますが、事業開始以来、36年を経過し、常に良質な水を供給するために、施設の維持管理に万全を期してまいりますが、本年度の業務予定量につきましては、給水戸数2,179戸、年間総配水量48万8千 m^3 、1日平均1,337 m^3 でございますが、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,677万9千円、支出は9,360万3千円、また、資本的収支のうち、支出を7,412万6千円といたしたところでございます。

なお、上水道事業会計におきましては、一般会計の農業用水道業務支援による人件費相当分の2,075万7千円を一般会計からの負担を受け、財源調整を行い、事業の運営に支障のないよう配意したところでございます。

また、今年度は、上水道水源変更のための調査、手続き等で3,000万円、導水管布設替工事で450万円、配水管新設工事で1,480万円、配水管布設替工事で300万円等を計上しております。

それでは、以下、お配りをいたしております予算の説明資料につきまして、ご説明したいと思っております。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度における各会計予算の概要でございますが、先ほど申し上げました、一般会計93億4,600万円をはじめといたしまして、それぞれ、会計ごとに、予算数値を記載しております。数値についての詳細につきましては、省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では137億4,193万2千円で、前年度当初比1.3%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の整合性、重複分のやりとりがございますので、その金額が8億

2,503万4千円ございますから、実質的な一般会計、特別会計の純計は129億1,689万8千円ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では、1.1%減の10億6,813万6千円、支出は0.2%減の11億5,350万8千円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では16.2%減の1億1,497万9千円で、支出につきましては、1億6,772万9千円となったところです。

次に、2ページ、一般会計予算の歳入でございますが、1款町税から21款町債まで、それぞれ数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして、大きく増減のあったものについて、その数値を申し上げたいと思います。

町税が6,347万8千円の増で8億9,763万3千円、地方譲与税は6,827万3千円減の3億500万円、地方特例交付金は896万円減の756万3千円、地方交付税は3,068万9千円増の40億6,078万9千円、使用料及び手数料が4,559万5千円減の5億6,221万4千円、国庫支出金が1億6,650万5千円増の3億6,558万6千円、財産収入が311万3千円減の1,819万円、繰入金は3,606万円減の7億1,458万1千円、諸収入は4,987万8千円増の8億2,291万円をそれぞれ見込んだところです。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の、いわゆる自己財源でございますが、31億8,513万5千円でございます、収入総額に占める比率は、34.1%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、61億6,086万5千円で65.9%でございます。ちなみに前年度は自己財源34.3%、依存財源65.7%の歳入構成でありましたので、自己財源が割合で0.2%の減で、金額では2,941万9千円の増となっております。

歳入の各款ごとの構成比でございますが、その主なものを申し上げますと、町税9.6%、地方交付税43.4%、使用料及び手数料6.0%、道支出金6.1%、繰入金7.6%、諸収入8.8%、町債7.0%となっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算の歳出についてでございますが、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして、大きく増減のあったものについて数値を申し上げたいと思います。

総務費が1億457万8千円増の10億7,915万4千円、民生費が2,392万円増の8億4,012万1千円、衛生費が1,457万8千円増の7億9,236万5千円、農林水産業費が1億5,259万8千円減の14億1,638万4千円、土木費は1億2,776万8千円減の6億9,469万3千円、消防費が2,849万円増の3億1,946万3千円、教育費が2億9,162万9千円増の8億4,353万3千円、公債費は2,422万2千円減の13億2,620万6千円でございます。各款の構成比につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算前年度対比表、歳出でございますが、一般会計歳出のうちの性質別に区分けをし、前年度予算と比較している表でございます。1の人件費から13の予備費まで、それぞれ分類をしています。人件費につきましては15億8,964万9千円でございます、歳出総体に占める構成比は人件費が17.1%でございます。ちなみに前年度は17.2%となっております。

物件費につきましては、15億3,247万7千円であり、構成比は16.4%で、前年度当初予算と比較しますと4,487万7千円の増、構成比でも0.2%の増となっております。

以下、主なものを申し上げますが、補助費等につきましては、17億5,392万1千円で、構成比は18.8%、前年度当初予算と比較しますと5,694万4千円の増で、構成比でも0.3%の増となっております。

普通建設事業費につきましては、12億6,328万4千円であり、構成比は13.5%で、前年度当初予算と比較しますと7,519万5千円の増で、構成比でも0.6%の増となっております。

公債費につきましては、13億2,620万6千円で、構成比は14.2%で、前年度当初予算と比較しますと、2,422万2千円の減で、構成比では0.5%の減となっております。

繰出金につきましては、8億5,504万5千円で、その構成比は9.1%で、前年度当初予算と比較しますと、5,882万2千円の減で、構成比でも0.8%の減となっております。

歳出のうち義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費の合計が31億7,343万円ございます。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらに補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金の内、他会計への繰出金、国保会計の76,526千円、下水の295,313千円、老人会計の69,130千円、都市区画会計の222,810千円、介護保険の161,255千円等々を合計いたしますと68億9,026万7千円となります。構成比で申し上げますと73.7%を占めております。

したがって、これらを除く、普通建設事業費等の政策的予算に使える費用につきましては、26.3%となっております。これを前年度に比べますと、義務的経費は31億5,988万円で、さらに、先に述べました費用を合計いたしますと68億4,348万8千円で、額で4,677万9千円増加し、構成比では0.7%減となっております。内容的には、特別会計繰出金等で減少したものの、児童手当の拡充や燃料費等の増加で、額の増加となっております。

次は、5ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算款別性質別分類表、でございますが、これにつきましては、性質別経費を、それぞれ款別に振り分けた資料でございます。例をとりますと、議会費につきましては総額7,094万4千円ですが、そのうち人件費に相当する部分につきましては6,098万7千円、物件費は937万7千円というような見方でございますので、以下、同様の趣旨でご理解を賜りたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

標茶町財政調整基金の運用状況（見込）でございますが、前段で申し上げましたよう

に、財政調整基金を一部取り崩し、財源充当を行うこととしておりますが、本年度は4億3,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては、次ページ、7ページに記載してございますが、牧場施設整事業をはじめ、記載の事業等予定しております。

なお、財政調整基金現在高は、平成18年度末で6億2,456万2千円を予定し、平成19年度につきまして記載の運用を予定し、年度末残高では5億2,861万8千円となる見込でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

人件費を含めた款項目別予算比較表、でございますが、先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表でございます。例えば、議会費で言いますと、人件費を除く経費が7,094万4千円で、それに人件費2,589万9千円を加えますと、議会費の総額は9,684万3千円ということになります。人件費にかかわっての職員数は、右端に記載をされておりありますが、人件費及び職員数については、予算編成時に確認出来る状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと思います。

中ほどには、款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で、町民の皆様から受益者負担をいただいている部分がございますが、この部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには記載しておりませんが、地域交通対策費では、町内6路線につきまして、バス料金を頂き運行しているわけでございますが、これにつきましては、予算額が6,228万9千円で、バス使用料を643万6千円ほどいただいておりますが、一般財源を3,944万円投入しております。その一般財源の充当率は63.3%と高い比率となっております、ご案内のように、運行業務の民間化を積極的に進めながら支出の削減に努力をしておりますけれども、併せて収入につきましても、検討すべき課題と考えているところでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億5,782万9千円で、一般財源の充当額が2億52万3千円であります。2年ごとに保育料金の改定を行っておりますが、その充当率は77.8%とまだまだ高い比率になってございます。

次に、衛生費でありますけれども、衛生費における塵芥処理費でございますが、数値はここに出ておりませんが、予算額が1億5,509万2千円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売併せて2,674万9千円でございますが、一般財源を1億2,998万2千円充当しております、その充当率は83.8%でございますので、これにつきましても、経費の節減と共に、収入についても、精査が必要と考えているところでございます。

次に、農林水産業費のうち、育成牧場の運営に係る牧野管理費でございますが、予算

額が2億9,396万4千円で、一般財源を充当しておりますのは571万2千円で、その充当率は1.9%となっておりますが、引き続き、運営経費の節減と合わせ、料金改定や外部委託を視野に入れつつ、その経営の効率化を図っていきたくと考えているところでございます。

次に、農業水道費は、予算額が1億1,591万3千円で、その一般財源の充当率は4.3%になっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴います大規模修繕等が出てきますと、極端な財源構成になる要素も十分ございますので、これらへの対応等も考慮し、財源確保を図らなければならないと考えているところでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費ですが、予算額が2,287万5千円で200万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源の充当率は91.3%となっております。

教育費では、幼稚園費が予算額2,754万4千円で、その一般財源の充当率は86.9%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。予算額4,025万9千円で体育施設使用料が53万5千円を予定しておりますが、一般財源を3,972万4千円充当し、その充当率は98.7%となっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は68億571万円でございます。その充当率は72.8%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は74.3%であります。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では、人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字としてあらわれておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込みました事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設補修事業から地域振興事業まで、それぞれの事業毎に予算を計上してございまして、事業費総額は1億6,373万6千円であり、一般財源の充当額は1億1,288万8千円で、充当率は68.9%になっています。

次に、民生費でありますけれども、12ページをお開きいただきたいと思います。

民生費の事業費総額は1億9,876万5千円でありまして、一般財源の充当額は8,387万3千円で、充当率は42.2%でございます。

衛生費に係る事業総額は4,619万4千円であり、一般財源の充当額は3,889万4千円、充当率は84.2%でございます。

次に、農林水産業費に係る事業費でありますけれども、12ページから14ページにかけて記載をしております。

事業費総額は14ページに記載しておりますけれども、10億2,423万2千円であり、一般財源の充当額は2億5,893万5千円で、充当率は25.3%になっています。

平成19年第1回定例町議会会議録

次に、商工費に係る事業費でございますが、事業費総額は2億2,281万1千円であり、一般財源の充当額は3,781万1千円で、充当率は17.0%でございます。

土木費でありますけれども、15ページに総額が記載しておりますけれども、3億4,068万2千円でございます。一般財源の充当額は8,462万2千円で、充当率は24.8%になります。

消防費につきましては、事業費総額は154万2千円で、全額、一般財源を充当しております。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は3億8,855万1千円で、一般財源の充当額は7,093万2千円、その充当率は18.3%となっております。

災害復旧費に係る事業費総額は300万円で、すべて一般財源でございます。

合計では、総額23億9,601万3千円でございます。一般財源が6億9,899万7千円で、充当率は29.2%ということになってございます。

16ページに記載の町税の説明資料、17ページの地方債の現在高見込み調書、18ページの基金等の状況並びに19ページの一般会計予算のあらましにつきましては、お目通しをいただきます。ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第17号から第24号までの提案の趣旨並びに内容等につきましては、担当課長より順次、ご説明をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、議案第17号から第24号までの平成19年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（小野寺典男君） 企画財政課長・佐藤君。

企画財政課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第17号、平成19年度標茶町一般会計予算の内容等についてご説明いたします。

平成19年度標茶町一般会計予算。

平成19年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,346,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

以下、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい説明いたします。

40ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、8ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」であります。

事項につきましては、パソコンLANの機器導入費。期間は平成20年度から平成23年度。限度額7,798千円、利子172千円を含むものであります。

なお、従前からの債務負担行為の調書につきましては、157ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次ぎ、9ページをお開きください。

「第3表 地方債」であります。

1. 過疎対策事業では、磯分内瀬文平線防雪柵設置で15,900千円、高規格救急車購入で29,200千円、合わせて限度額45,100千円であります。起債の方法は、証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、以下の説明は省略をさせていただきます。

2. 一般公共事業では、農業農村整備で16,800千円であります。3. 臨時地方道整備事業では、ふるさと農道緊急整備で113,100千円、地方特定道路整備で47,700千円、合わせて限度額160,800千円あります。4. 公営住宅整備事業では、限度額84,000千円あります。5. 学校教育施設整備事業の小学校講堂防音事業では、限度額89,900千円あります。6. 地域再生事業では、限度額18,100千円あります。7. 臨時財政対策債では、限度額234,900千円あります。8. 災害援護資金貸付債では、限度額2,500千円あります。合計では、限度額は652,100千円あります。前年度と比較して、同額であります。

なお、従前からの現在高調書につきましては、164ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第17号の内容説明を終わらせていただきます。

議長（小野寺典男君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時01分

議長（小野寺典男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題第17号から議案第24号までの提案趣旨の説明を続行いたします。

住民課長・森山君。

住民課長（森山 豊君）（登壇） 議案第18号の内容についてご説明申し上げます。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成19年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,314,826千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

歳出からご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

「第1表 歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第20号の内容説明を申し上げます。

平成19年度標茶町老人保健特別会計予算。

平成19年度標茶町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ857,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出からご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

「第1表 歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号の内容の説明を行います。

平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算。

平成19年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ614,908千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,797千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条の第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第22号の内容の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 水道課長・山口君。

水道課長(山口 登君)(登壇) それでは議案第19号の平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算。

平成19年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ869,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

以下、内容についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページを開きください。

「第2表 債務負担行為」です。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、融資予定額6,300千円、利率年2.4%。期間は平成20年度から平成24年度。限度額は308千円。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償。期間は平成19年度から平成25年度。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

23ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

「第3表 地方債」でございます。

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額164,400千円。2. 特定環境保全公共下水道事業、140,600千円。3. 農業集落排水事業、17,700千円。起債の方法、利率、償還の方法は、借入証書で7.0%以内。政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限が短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。合計限度額につ

平成19年第1回定例町議会会議録

きましては、322,700千円でございます。

25ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書です。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、上水道会計に移ります。

議案第24号の平成19年度標茶町上水道事業会計予算内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成19年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、2,179戸。

(2) 年間総配水量、488,000m³。

(3) 1日平均配水量、1,337m³。

(4) 受託工事費、2,550千円。

(5) 主要な建設改良事業。

配水管整備事業891m、事業費14,800千円。

配水管敷設替事業370m、事業費3,000千円。

導水管敷設替事業200m、事業費4,500千円。

水道管路用地取得114m²、事業費1,000千円。

検定満了メーター取替事業、直径13mmから直径50mmまで、合計で、290個で、事業費14,500千円。水源変更事業一式、事業費30,000千円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、96,779千円。第1項、営業収益、75,450千円。第2項、営業外収益、21,329千円。

支出。第1款、水道事業費用、93,603千円。第1項、営業費用、84,386千円。第2項、営業外費用、8,717千円。第3項、予備費、500千円。

次のページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,926千円は減債積立金6,326千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,176千円及び過年度分損益勘定留保資金46,424千円で補てんする

ものとする。)

収入。第1款、資本的収入、18,200千円。第1項企業債、17,800千円、第2項、工事負担金、400千円。

支出。第1款、資本的支出、74,126千円、第1項、企業債償還金、6,326千円、第2項、建設改良費、67,800千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業。限度額17,800千円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り替えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それぞれそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、32,546千円。2. 交際費、100千円。

(他会計からの負担金)

第7条 一般会計からこの会計へ人件費分として負担を受ける金額は、20,757千円である。

次に、15ページをお開きください。

次に、上水道事業会計の予算説明書に従い、説明いたします。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次ぎ、6ページをお開きください。

給与費明細書です。

総括の給与費合計で申し上げます。職員数につきましては、いずれも増減ございません。報酬も増減なく、給料は117千円の増、手当で370千円の増、計では487千円の増。法定福利費で262千円の増、合計では749千円の増でございます。

以下については、説明を省略させていただきまして、5ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計資金計画でございますが、当年度予定額及び増減について、各合計で申し上げます。

受入収入資金でございますが、1の営業収益から9の工事負担金までの合計で、当年度予定額が300,901千円、前年比で17,822千円の減。支払資金につきましては、1の営業費用から7の前年度預り金返済までの合計で、145,244千円、前年度比10,330千円の増、受入資金と支払資金との差引では155,657千円、前年比28,152千円の減でございます。

9ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業予定貸借対照表、資産の部、1.固定資産(1)有形固定資産は、イ土地からへの建設仮勘定までの有形固定資産合計で367,760千円。(2)無形固

定資産イ施設利用権で、無形固定資産合計で7,493千円。固定資産合計では375,253千円。

2 流動資産は(1)現金預金と(2)未収金で、流動資産の合計で、160,981千円、資産合計では536,234千円となります。

次のページをお開きください。

負債の部、3.固定負債(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計30,197千円。4.流動負債は(1)一時借入金から(4)のその他流動負債までの流動負債合計で1,748千円。負債合計では31,945千円。

資本の部、5.資本金の(1)自己資本金は189,122千円、イ企業債で241,624千円。資本金合計では430,746千円。6.剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額と口その他資本剰余金で、資本剰余金合計は、39,614千円。(2)利益剰余金は、イ減債積立金と口の利益積立金で、利益剰余金合計で33,929千円。剰余金合計で73,543千円、資本合計504,289千円。負債資本金合計は536,234千円。

次のページの平成18年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成18年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました平成19年度予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計予算実施計画につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 建設課長・井上君。

建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第21号、平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

1ページでございます。

平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算。

平成19年度標茶町の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ248,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。というものでございます。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページ、3ページにつきましては、今までの説明と重複いたしますので省略させてい

たきます。

16ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第21号の内容について説明を終わらせていただきます。

議長(小野寺典男君) 病院事務長・蛭田君。

病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第23号、平成19年度標茶町病院事業会計予算について説明申し上げます。

1ページでございますが

(総則)

第1条 平成19年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数は85床。

(2) の年間患者数、入院で17,934人、外来41,480人。

(3) 1日平均患者数、入院49人、外来170人。

(4) 主要な建設改良事業、機械及び備品購入費、6,856千円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の第1款、病院事業収益1,068,116千円。第1項医業収益618,856千円。第2項医業外収益で449,260千円。

支出の第1款病院事業費用1,068,116千円。第1項医業費用は1,001,804千円。第2項医業外費用は65,812千円。第3項予備費500千円。

次に、2ページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,372千円は、過年度分損益勘定留保資金85,372千円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入20千円。第1項固定資産売却代金20千円。支出、第1款資本的支出85,392千円。第1項建設改良費6,856千円、第2項企業債償還金78,536千円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、器械・備品購入、期間平成20年度から平成23年度まで。限度額14,692千円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用

し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)の職員給与費677,180千円。(2)交際費で1,500千円。

(他会計からの繰入金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1)医療対策費補助378,017千円。(2)企業債償還金負担40,873千円。(3)施設設備費負担11,700千円。合計430,590千円。

3ページにわたりますして、

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、105,300千円と定める。

次に、17ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、8ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1.総括の損益勘定支弁職員数、一般職は61人で前年度に比較し、診療放射線技師の1人増によるものであります。給与費は、報酬で54,311千円、給料で271,815千円、賃金で28,656千円、手当で197,610千円、計552,392千円、前年度に比して9,956千円の増で、法定福利費78,978千円を加えた合計額は631,370千円で、前年度に比して14,009千円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、7ページをお開き願います。

平成19年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては1,339,466千円で、前年度決算見込額に比べて50,592千円の減、支払資金につきましては1,198,820千円で、前年度決算見込額に比べて29,908千円の減であります。

なお、受入資金と支払資金との差額は、差引額は20,684千円の減となっております。

次に、11ページをお開きください。

平成19年度標茶町病院事業予定貸借対照表についてでございますが、資産の部の1.固定資産、(1)有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で2,149,328千円。(2)の無形固定資産はイ電話加入権で388千円、(3)の投資はイ長期貸付金500,000千円、投資合計も同額であります。したがって固定資産合計額は2,649,716千円となり、2.流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで209,276千円で、資産合計は2,858,992千円であります。

次に12ページの負債の部では、3.固定負債は(1)固定負債は34,860千円であります。

4.流動負債の(1)未払金から(3)のその他流動負債までの合計が30,704千円で、負債合計は65,564千円であります。

次に、資本の部ですが、5. 資本金、(1) 自己資本金900,388千円。(2) 借入れ資本金は企業債として1,727,955千円で、資本金合計は2,628,343千円であります。6. 剰余金、(1) 資本剰余金はイの受贈財産評価額と口の国庫補助金の合計は265,332千円。(2) の欠損金については100,247千円で、剰余金合計は165,085千円。資本合計は2,793,428千円で、負債資本合計2,858,992千円であります。

次のページにまいりまして、13ページから14ページまでの平成18年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、15ページから16ページまでの平成18年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

平成19年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、さきの病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますので、報告をさせていただきます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題8案は、直ちに、議長を除く17名で構成する平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」のあり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く17名で構成する平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

延会の宣告

議長(小野寺典男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。

(午後 2時44分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 小野寺 典 男

署名議員 8番 大 島 益 美

署名議員 10番 川 村 多美男

署名議員 11番 黒 沼 俊 幸

平成19年標茶町議会第1回定例会会議録

議事日程(第5号)

平成19年3月12日(月曜日) 午後4時35分開議

第 1 議案第25号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について
第 2 議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 議員提案第2号 標茶町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について

第 4 意見書案第1号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書
意見書案第2号 特定健診・特定保健指導に関する意見書

追 加 議案第16号 平成19年度標茶町一般会計予算

議案第17号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第18号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算

議案第20号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算

議案第21号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第22号 平成19年度標茶町病院事業会計予算

議案第23号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算

(平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

追 加 閉会中の継続調査の申し出(議会運営委員会)

出席議員(18名)

1番 新田重雄君	2番 三好英雄君
3番 末柄薫君	4番 豊田實君
5番 越善徹君	6番 鈴木裕美君
7番 平川昌昭君	8番 大島益美君
9番 田中進君	11番 黒沼俊幸君
10番 川村多美男君	12番 高橋紀久男君
13番 伊藤淳一君	14番 菊地誠道君
15番 深見迪君	16番 高野千鶴子君
17番 館田賢治君	18番 小野寺典男君

欠席議員(0名)

なし

平成19年第1回定例町議会会議録

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
助役	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤吉彦君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾昌之君
議事係長	中島吾朗君

(議長 小野寺典男君議長席に着く。)

開議の宣告

議長(小野寺典男君) 休会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員18名、欠席なしであります。

(午後4時35分開議)

時間延長の宣告

議長(小野寺典男君) 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします
休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 6時22分

議案第25号

議長(小野寺典男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1。議案第25号を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年4月1日に設立予定をしております一部事務組合釧路根室広域地方税滞納整理機構の設立許可が3月5日付で北海道知事よりおりたことを受けまして、釧路支庁管内町村公平委員会に加入することについての申し出がありましたので、同公平委員会規約の一部改正しようとするものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第25号、釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項及び同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページにまいります。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約(昭和54年規約第1号)の一部を次のように改正する。

別表中、「釧路白糠工業用水道企業団」の次に「釧路・根室広域地方税滞納機構」を加

える。

附則といたしまして、この規約は、平成19年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第25号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

議長（小野寺典男君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案可決されました。

議員提案第1号

議長（小野寺典男君） 日程第2。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

10番・川村君。

10番（川村多美男君）（登壇） 議員提案第1号、本案につきましての提案趣旨の説明と内容について説明を申し上げます。

本案につきましては、平成15年9月定例会で決定いたしました議員定数の改正に伴いまして、本案を上程するものでございます。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年3月8日提出。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例

標茶町議会委員会条例（昭和37年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 総務委員会 5人

総務課、企画財政課、税務課、管理課、出納室に関する事項、選挙管理委員会、監

査委員、固定資産評価審査委員会に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

第2条第2号中「並びに」を「及び」に、同条第3号中「6人」を「5人」に、「並びに」を「及び」に改める。

第7条第1項に、次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第7条第4項中、「(常任委員の任期)」を「《常任委員の任期》」に改める。

第12条の見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第17条の見出しを「傍聴の取扱」に改める。

第20条第1項中「違反しその他」を「違反し、その他」に改める。

第26条の2第3項中「(公述人の発言)」を「《公述人の発言》」に、「(委員と公述人の質疑)」を「《委員と公述人の質疑》」に、「(代理人又は文書による意見の陳述)」を「《代理人又は文書による意見の陳述》」に改める。

附則。

この条例は、平成19年5月1日から施行する。というものでございます。

議員諸氏におかれましては、趣旨に対し賛同していただきますようお願い申し上げます。提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

議長(小野寺典男君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございません

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

議員提案第2号

議長（小野寺典男君） 日程第3。議員提案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

10番・川村君。

10番（川村多美男君）（登壇） 議員提案第2号、本案につきましては平成18年6月21日改正の地方自治法の一部改正に伴い、提案するものでございます。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成19年3月8日提出。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則

標茶町議会会議規則（昭和63年標茶町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「出席簿の押印によつて」を「出席表示灯の点灯及び出席簿の署名によつて」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

標茶町の休日定める条例（平成1年標茶町条例第7号）第1条に規定する日は、休会とする。

第13条に次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第71条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

議員諸氏におかれましては、本案の内容につきましてご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議長（小野寺典男君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は原案可決されました。

意見書案第1号ないし意見書案第2号

議長(小野寺典男君) 日程第4。議題となりました意見書案2案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号、意見書案第2号を一括採決いたします。

意見書案2案を、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号、意見書案第2号はいずれも原案可決されました。

なお、この意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

日程の追加

議長(小野寺典男君) お諮りいたします。

ただいま平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成19年第1回定例町議会会議録

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案第17号ないし議案第24号

議長（小野寺典男君） 議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題8案に関し、付託いたしました平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題8案を採決いたします。

議題8案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題8案は、いずれも委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程の追加

議長（小野寺典男君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ます。

平成19年第1回定例町議会会議録

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続調査の申し出について

議長(小野寺典男君) 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

閉議の宣告

議長(小野寺典男君) お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

閉会の宣告

議長(小野寺典男君) 以上で、平成19年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後6時40分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 小野寺 典 男

署名議員 8番 大 島 益 美

署名議員 10番 川 村 多美男

署名議員 11番 黒 沼 俊 幸